

滋賀県中小企業家同友会 第46回定時総会議案書

ならびに一般社団法人 滋賀県中小企業家同友会総会議案書

とき 2024年4月23日 (火) 15:00～

ところ ホテルニューオウミ

2024年度スローガン

「人を生かす経営の実践で持続可能な地域社会の創造を!!」



滋賀県中小企業家同友会第46回総会議案書

- ◆ 2023 年度 活動報告3
- ◆ 2023 年度 活動日誌6
- ◆ 2023 年度 収支決算報告
会計監査報告 ..別冊
- ◆ 滋賀県中小企業家同友会の一部改正の件.....25
- ◆ 一般社団法人滋賀県中小企業家同友会への移行の件.....28

一般社団法人滋賀県中小企業家同友会総会

- ◆ 2024 年度理事及び役員推薦名簿 (案) . . . 36
- ◆ 2024 年度 基本方針(案)37

※ 各委員会の活動方針は、11 ページからはじまる各活動報告に続いて掲載しております。

- ◆ 2024 年度 予算(案)別冊

資 料

- ◆ 44 ページ以降をご覧ください。

| | |
|---|----|
| ※一般社団法人滋賀県中小企業家同友会の定款 | 29 |
| ※ (任意団体) 滋賀県中小企業家同友会の規約 | 26 |
| ※2023 年度滋賀で一番大切にしたい会社受賞企業レポート | 53 |
| ※一般社団法人滋賀県中小企業家同友会組織図 | 72 |

滋賀県中小企業家同友会 第46回定時総会 次第

1.開 会

2.代表理事挨拶

3.議 長 選 出

4.議 事

第1号議案 2023年度活動報告（案）承認の件

第2号議案 2023年度収支決算報告（案）及び監査報告承認の件

第3号議案 滋賀県中小企業家同友会規約の一部改正の件

第4号議案 一般社団法人滋賀県中小企業家同友会への移行の件

一般社団法人滋賀県中小企業家同友会総会

5. 議 事

社団第1号議案 2024年度役員選出

社団第2号議案 2024年度基本方針（案）承認の件

社団第3号議案 2024年度予算（案）承認の件

6. 議 長 解 任

7. 閉 会

2023年度基本方針の振り返り

はじめに

2023年度は「地域課題を経営課題とし、ピンチをチャンスにして同友会らしい黒字企業へ！」をスローガンに、強靱な体質の企業づくりと地域から必要とされる企業づくりを二本足の取り組みとして推進することを目指しました。新型コロナウイルスの5類移行に伴い地域経済も改善の兆しは見られましたが、ウクライナ問題の長期化や、円安、エネルギーや原材料費の高騰が一気に押し寄せ、中小企業の経営環境は厳しさを増しています。そういう中でも同友会に結集する企業では、黒字・やや黒字を合わせて58.6%、収支トントン20.5%を加えると79.1%が黒字経営(2023年4-6月期調査)で、賃上げも63.1%が実施(同調査)するとし、価格転嫁にも取り組みながら、同友会で学び合い、人を生かす経営で強靱な体質の企業づくりに取り組んでまいりました。

基本方針

1. 企業づくり・環境変化に対応しピンチをチャンスにする企業づくりへ。

1) 経営指針の成文化と継続的な実践に取り組む体制に取り組みました。

①第45期経営指針を創る会を開催し、指針経営実践の体制を広げました。

第45期経営指針を創る会には12名が参加し、11名が修了しました。今回初めて班に対応した「地域分科会」を開催し、OB・OGメンバーの参加を広げ受講者を支部でフォローするほか、指針経営をサポートする「指針経営基礎講座」も行われました。

②第46期経営指針を創る会をスタートしました。

第46期経営指針を創る会には15名が参加し、5班体制でスタートいたしました。例会での報告や「創る会だより」の発行を通じて、人を生かす経営の登竜門として経営指針を成文化することの意義や期待が広がっています。OB・OGメンバーの参加を広げつつ、労使見解の精神による経営姿勢の確立から自らの生きる姿勢を問い返す、経営指針の成文化運動を推進しましょう。

2) 経営指針の成文化と実践を当たり前とする会風をめざしました。

①役員選考基準に指針経営の実践を明確化しました。

1990年2月より始まった経営指針成文化セミナー(2003年9月開催より創る会形式)の学び合いが、今日では滋賀同友会運動推進の最大の柱であり、人間尊重経営の登竜門となっています。

同友会運動のリーダーは指針経営の実践者となることの意義が浸透し、理事は経営指針を創る会の受講者もしくは同等の経営指針書を有している会員で構成することが出来ました。加えて理事の選考基準には「三期連続の赤字など、企業の財務体質に問題のない方」を明記し、指針経営を通じて強靱な体質の企業づくりを目指すことを明確にできました。

②例会の経営体験報告のベースを指針経営の実践にできました。

支部を中心にして行われる例会の経営体験報告では、ほぼすべての報告者が経営指針の成文化による経営姿勢の確立および指針経営に関わる実践について触れられ、経営指針を創る会への参加を促進しています。

経営指針成文化への取り組みは広がってきましたが、経営指針による社員との共育ち、新卒の採用で地域に若者を残す共同求人活動や地域の多様な雇用を担う「三位一体の経営」実践は緒に付いたばかりと言えます。

③理事は同友会運動と企業経営を不離一体として取り組み、同友会らしい黒字企業のモデルになることをめざしました。

毎月の理事会では経営実践を報告する理事学習会を開催しました。また11月には初めて理事会合宿を行い、三位一体の経営実践(青柳副代表報告)と元気な組織づくり(七黒副代表)の問題提起を受けて学び合い、理事相互の人的交流を深めました。

2-3月に開催を予定した理事研修会は実施できず、次年度は早い時期から役員研修会の日程を定め

て取り組むことを確認しました。

3) 人材の採用・育成・定着に取り組み、企業の持続的発展をめざします。

①共同求人活動の理念と実践を広めることで、参加企業を前進させました。

2024 共同求人活動は京都同友会と共同して行われ 19 社が参加。同友会型インターンシップの受け入れ、県内大学のキャリア講義（滋賀文教短期大学、立命館大学経済学部）へ合同企業説明会への参加（聖泉大学）、模擬面接授業への協力（成安造形大学）。3 月に開催した京都滋賀しごと NAVI 合同企業説明会には学生 182 名（男性 77 名、女性 105 名）が参加しました。学校のキャリアセンターとの丁寧な関係づくりが参加へと繋がっています。

2026 共同求人活動より滋賀独自活動ができるように議論を開始し、2025 共同求人活動には 30 社の参加を目標に取り組み 24 社が参加することになりました。

②地域の多様な雇用を担える企業づくりを進めました。

ユニバーサル委員会へすべての支部より参加することを理事会で確認し、委員長から年間計画に基づいて参加が要請され、参加は広がりつつあります。また障害者雇用を実践する企業の訪問や高等養護学校の見学会、障害特性へ対応できる職場づくりへの勉強会も実施され、会員参加を広げることが出来ました。

③滋賀でいちばん大切にしたい会社アンケートに取り組みました。

「社員のモチベーションが高い会社で、業績の低いところはない」という坂本光司先生（経営学者・人を大切にす経営学会会長）の提言をもとに、社員満足度の定点観測とその向上をめざして経験交流する取り組みが「滋賀でいちばん大切にしたい会社アンケート」です。共育・求人委員会ではアンケートの実施を推奨し、2023 年度は 9 社が実施し、宮川バネ工業(株)を「2023 年度滋賀でいちばん大切にしたい会社」へ認定しました。

4) 青年経営者や女性経営者が活躍できる同友会づくりに取り組みました。

①青年部では滋賀大学経済学部との連携による学生参加の学び合いを実施したほか、野洲青年会議所とのコラボ例会、支部との合同例会を通じて仲間づくりに取り組み、会員数を（107）名に前進させています。また、第 19 回近畿圏青年部合同例会 in 滋賀を滋賀同友会全県行事に位置付けて開催し、過去最高となる 448 名が登録し、当日は 399 名の参加を得て大成功させました。

②女性部はオンランを駆使した全員参加型の運営を行いました。第 15 回近畿圏女性部会合同例会には会員 12 名が参加（内 2 名オンライン）、女性部外参加も含めて 23 名が参加して成功を担いました。女性部会勢は 21 名（3 月 1 日現在）で設立時から変化がありませんので、地域社会の要請を担う組織となるために、意識的な会員増強が課題となっています。

5) 新しい仕事づくりにチャレンジし、地域課題や環境問題の解決を担う企業づくりに取り組みました。

①産・学・官との連携でニュービジネスに取り組むことや、海外ビジネスの経験を交流し中小企業の国際化を目指す活動は取組めませんでした。滋賀県立大学と第 2 回目となる「滋賀中小企業リカレント教育プログラム（SEREP）」に取り組み、8 社より 9 名が受講し修了しました。

②環境経営委員会では「環境経営・エネルギーシフト・SDGs」に関するアンケートを実施し 69 社より回答を得たほか、法面プロテクト（株）が中同協の「同友エコ奨励賞」を受賞。会員企業の持続可能なニュービジネスの実践に学ぶ例会も行われました。

2. 地域づくり・地域課題を自社の経営課題化し、地域の未来を担う企業になろう！

1) 地域課題の解決を経営指針に掲げ実践する企業を増やす取り組み。

経営指針を創る会や支部、委員会等の例会では「何のために」「何を目指して」経営するのかという

経営理念の根本的な問いかを地域社会との関わりという観点で追求してきました。そして、本業そのものが地域課題の解決につながっていることへの確信と、本業周辺領域での新しい仕事づくり（ビジネスモデルの構築）を地域課題の解決という観点で取り組むことの可能性を広げることができました。

2) 中小企業の力で滋賀を元気にする連帯の輪を広げました。

政府の「中小企業魅力発信月間」に呼応し、「中小企業の日」である7月20日に、第32回滋賀県経営研究集会を滋賀県と大津市より来賓の参加も得て222名（会員145名、社員10名、来賓、ゲスト、他同友会他67名）の参加で開催しました

会員参加目標は203人で、達成率は79,3%と健闘しましたが、目標達成には至りませんでした。

開催の形式、参加確認のスケジュールリング、全県最高の学び合いに相応しい取り組みとして成功させる仕組みづくりが課題となりました。

3) よい経営環境の実現に向けた、政策提言活動に取り組みました。

「2024年度滋賀県に対する中小企業家の要望と提案」をプロジェクトを立ち上げて作成し、県に提出しました。また、申し入れのあった自由民主党滋賀県議会議員団とチームしが 県議団、公明党滋賀県議団との懇談会を行いました。

4) 県や市の地域振興策を学び、地域づくりに向けた連携を強めました。

引き続き滋賀県中小企業活性化審議会に参加し、県の中小企業活性化施策推進に関わりました。

立命館大学経済学部との連携で、地域政策を考える研究会を実施し、岩手県、フィンランド・オウル市、滋賀県の中小企業活性化施策から学び政策立案を目指しました。

3. 同友会づくり・「滋賀一心！」で仲間を増やし、元気な企業・元気な滋賀を創ります。

1) 滋賀同友会2030年ビジョンの検討が始まりましたが、作成は今後の課題となりました。

2) 「同友会運動と企業経営は不離一体」。役員が「人を生かす経営」を実践するモデルとなるために、理事会での学習会を実施しましたが、研修会の開催は今後の課題となりました。

3) 地域により一層根ざした組織、多様な活動を推進する組織をめざしました。

高島支部を5月18日に会勢56名で設立しました。総会記念例会には100名が参加。支部の設立にあたっては、総務会、理事会、他支部、また県外同友会、地元行政と商工会からの支援もあり、他の支部づくりや活動に大きなインパクトを与えました。

北近江支部では長浜・米原ブロックと彦根ブロックの活動が定着しました。彦根ブロックで50名を目指す会員増強と自主運営を担う役員体制の強化が課題となりました。

4) 広報活動が強化されました。

組織活性化委員会では支部のBIG例会や研究集会をSNS広告として発信しました。

広報委員会が定期開催され、広報「同友しが」（発行1,000冊）を会員、他団体、行政へ定期発送されました。

5) 会勢640名を目指した仲間づくり。

2023年度は当面の組織目標である地域法人5%・678名を照準に入れ、640名の会勢をめざして仲間づくり＝会員増強活動に取り組みました。

支部、委員会など組織の運営も、総会の活動方針には組織目的、年度スローガン、基本方針と単年度計画が立てられるようになり、ほとんどの支部で年間計画に基づいた例会づくりが行われるようになりましたが、年間を通じたゲスト参加者数は148名で昨年172名を下回りました。

学び合う仲間となりうる例会ゲスト参加者を増やすこと、ゲストの経営課題や期待に応えるグループ討論を行うこと、心を込めて入会を勧めること、入会後は会員オリエンテーションを行いいち早く会の主人公になっていただくことが重要です。

2023年度は、会勢目標640名に対し、期末584名で目標残56名。期首会勢601名から入会42名、退会59名で、期首より17名の後退となりました。

| | | | | | | |
|----------------------------|----|--------------|-----------------|--|--------------|----|
| 2 | 6 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | BS研発表会 | 大津市ふれあいプラザ | 9 |
| 3 | 21 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 大津支所研究会 報告者:近藤公人さん、滋賀第一法律事務所 岸藤士 | くし屋敷 | 15 |
| 4 | 5 | 15 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回大津支部総会 | キラリエ草津+ZOOM | 6 |
| 4 | 7 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | 大津市ふれあいプラザ | 14 |
| 4 | 9 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津+ZOOM | 6 |
| 5 | 11 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | ZOOM | 20 |
| 5 | 13 | 11 | 4:00 ~ 11:45 | 大津支部2022年総会計画書 | 柳田建設センター | 3 |
| 6 | 5 | 18 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津+ZOOM | 8 |
| 6 | 8 | 18 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | BS研+ZOOM | 18 |
| 6 | 13 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津+ZOOM | ZOOM | 17 |
| 7 | 27 | 11 | 4:00 ~ 11:00 | 第10回運営委員会 | ZOOM | 6 |
| 8 | 10 | 15 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | 大津市ふれあいプラザ | 15 |
| 9 | 6 | 18 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | ZOOM | 16 |
| 10 | 5 | 18 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津+ZOOM | 20 |
| 11 | 6 | 18 | 3:30 ~ 15:00 | 第10回運営委員会 | ZOOM | 6 |
| 11 | 9 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | ZOOM | 15 |
| 12 | 5 | 18 | 3:30 ~ 13:00 | 第10回運営委員会 | ZOOM | 13 |
| 12 | 11 | 13 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津+ZOOM | 7 |
| 12 | 16 | 13 | 3:30 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | ZOOM | 21 |
| 2 | 7 | 18 | 4:00 ~ 14:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津+ZOOM | 7 |
| 2 | 7 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | ZOOM | 14 |
| 3 | 7 | 18 | 4:00 ~ 14:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | ZOOM | 7 |
| 3 | 13 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | ZOOM | 16 |
| 新南支部<例会・行事など> | | | | | | |
| 5 | 16 | 18 | 3:30 ~ 20:40 | 新南支部第3回定例会、記念例会 報告者:2023年度新南支部運営について、 報告者:藤原孝夫氏、寺田博樹氏代表取締役 | キラリエ草津 | 34 |
| 2 | 20 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 報告者:「人生を過ごす価値のある会社づくり」へ地域に人を残す経営とは〜 報告者:川中 英章氏、穂元謙二氏 代表取締役 | クサツエスエスピアホテル | 88 |
| 3 | 25 | 18 | 3:30 ~ 20:45 | 報告者:上野 忠実氏、橋トツプ 代表取締役 報告者:辻本 真樹氏、湖東開発機 代表取締役 | テラメーラ | 25 |
| 6 | 27 | 18 | 3:30 ~ 20:45 | 報告者:中野 龍馬氏、1がとせのA様 代表取締役 | キラリエ草津 | 33 |
| 7 | 20 | 13 | 1:00 ~ 19:30 | 第10回運営委員会 | びわ湖大津プリンスホテル | 33 |
| 8 | 25 | 19 | 1:00 ~ 21:30 | 第10回運営委員会 | びわやん、守山店 | 7 |
| 9 | 19 | 18 | 3:30 ~ 21:50 | 報告者:「You Tube」事業で立ち上げて変わったWeb制作会社がビジネスモデルを再構築した話」 報告者:山内 孝真氏、ミナト経営機 代表取締役 | キラリエ草津 | 33 |
| 10 | 13 | 19 | 4:00 ~ 21:00 | 報告者:「人生を大切に過ごす経営」 報告者:立石 龍氏、藤元謙二氏 代表取締役 | キラリエ草津 | 33 |
| 11 | 12 | 11 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | びわ湖大津プリンスホテル | 23 |
| 12 | 13 | 11 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 6 |
| 12 | 19 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | 東海園いびと東店 | 10 | |
| 12 | 22 | 11 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 8 |
| 4 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 7 | |
| 7 | 6 | 18 | 4:00 ~ 20:30 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 9 |
| 8 | 8 | 18 | 4:00 ~ 20:30 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 14 |
| 8 | 23 | 17 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | ケービツバチ/みみく | 4 |
| 9 | 5 | 18 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 21 |
| 9 | 10 | 18 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | ZOOM | 10 |
| 10 | 18 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | 東海園いびと東店 | 4 | |
| 10 | 21 | 13 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 11 |
| 10 | 17 | 13 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | ZOOM | 13 |
| 11 | 6 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 9 |
| 11 | 20 | 11 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 12 |
| 12 | 5 | 18 | 4:00 ~ 20:30 | 第10回大津支部正副委員長会議 | キラリエ草津 | 9 |
| 12 | 20 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回大津支部正副委員長会議 | ZOOM | 5 |
| 新南支部<役員会議等> | | | | | | |
| 4 | 11 | 18 | 1:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津 | 18 |
| 5 | 9 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | 新南支部 | 20 |
| 6 | 13 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津 | 22 |
| 6 | 19 | 4:00 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | 柳田建設 | 12 | |
| 7 | 11 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | 柳田建設 | 6 |
| 8 | 10 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津 | 12 |
| 8 | 12 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | 柳田建設 | 9 |
| 9 | 5 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津 | 17 |
| 9 | 19 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | 柳田建設 | 5 | |
| 10 | 10 | 18 | 4:00 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | キラリエ草津 | 18 |

| | | | | | | |
|------------------------|----|----|--------------|---|----------------------|----|
| 6 | 21 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 高島支部特別例会 報告者:北の山明氏、同友会を知る 報告者:近藤公人氏、BS研発表会 | 安曇川公民館 | 17 |
| 7 | 20 | 13 | 0:00 ~ 19:30 | 第10回運営委員会 | びわ湖大津プリンスホテル | 20 |
| 8 | 30 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 高島支部3代目 経営者への道 報告者:橋本剛三氏 (竹)橋本燃料 専務取締役 | WEST LAKE HOTEL 可以寮様 | 20 |
| 9 | 13 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 高島支部「『事業主』から『経営者』」になって見えてきた、10年後に後悔しないために必要なこと」 報告者:笠井善彦氏 (株)レオナス 代表取締役 | 安曇川公民館 | 20 |
| 9 | 30 | 17 | 0:00 ~ 20:00 | 高島支部「三日月の夜」 報告者:「三日月の夜」関係者 | GRM cafe | 12 |
| 10 | 19 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 高島支部「100億円〜承継者としての苦悩」 報告者:池田昌弘氏 (有)天平ワーズ 代表取締役 | 可以寮様別館 | 75 |
| 11 | 12 | 14 | 0:00 ~ 20:00 | 高島支部「100億円〜承継者としての苦悩」 報告者:池田昌弘氏 (有)天平ワーズ 代表取締役 | びわ湖大津プリンスホテル | 28 |
| 11 | 15 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 高島支部「1年で40店舗 まだ知らないWEBマーケティングの世界」 報告者:「1年で40店舗 まだ知らないWEBマーケティングの世界」関係者 | (株)漸次歩 | 17 |
| 12 | 21 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 高島支部「12月例会+周年総会」 報告者:「12月例会+周年総会」関係者 | 川新 | 20 |
| 1 | 10 | 11 | 0:00 ~ 13:00 | 交際ランチ会 報告者:大井かおり氏、MAIL-COFFE eclat 代表者 | MAIL-COFFE eclat | 10 |
| 2 | 16 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 高島支部特別例会 報告者:「魅力ある企業づくりと人材育成 (工場見学+お茶会+懇親会)」 報告者:「魅力ある企業づくりと人材育成 (工場見学+お茶会+懇親会)」関係者 | (株)日新ダイヤモンド | 16 |
| 3 | 13 | 18 | 0:00 ~ 20:00 | 高島支部「地域から愛される企業経営とは!〜個性第一主義から三位一体経営への挑戦〜」 報告者:車田幸三氏 (株)PRO-SHED 代表取締役 | 可以寮様別館 | 22 |
| 3 | 28 | 18 | 0:00 ~ 21:00 | 高島支部「田舎に居る人は知っている『正しい利益の獲し方!』」 報告者:「田舎に居る人は知っている『正しい利益の獲し方!』」関係者 | 可以寮様別館 | 15 |
| 高島支部<会議等> | | | | | | |
| 4 | 4 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | (株)アトナックス 営業工場 | 11 |
| 4 | 19 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | (株)アトナックス 営業工場 | 9 |
| 6 | 7 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | (株)アトナックス | 11 |
| 7 | 5 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | 可以寮様別館 | 10 |
| 9 | 2 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | MAIL-COFFE eclat | 6 |
| 9 | 2 | 18 | 3:30 ~ 20:00 | 第10回運営委員会 | MAIL-COFFE eclat | 6 |
| 10 | 4 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | (株)漸次歩 | 7 |
| 10 | 26 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | (株)橋本燃料 営業所 | 7 |
| 11 | 2 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | (株)橋本燃料 営業所 | 7 |
| 11 | 29 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | (株)橋本燃料 営業所 | 7 |
| 12 | 6 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | FSC | 8 |
| 12 | 10 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | MAIL-COFFE eclat | 7 |
| 2 | 28 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 第10回運営委員会 | FSC | 7 |
| 5 | 24 | 17 | 0:00 ~ 20:00 | 高島支部「第10回特別例会、記念例会」 報告者:「第10回特別例会、記念例会」関係者 | びわ湖大津プリンスホテル | 57 |
| 6 | 28 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 高島支部6月例会 報告者:「変革を迫られる前に」 報告者:大井 一郎氏、山科精器機 代表取締役 | 明日都大津 ふれあいプラザ | 55 |
| 7 | 20 | 13 | 0:00 ~ 19:30 | 第10回運営委員会 | びわ湖大津プリンスホテル | 41 |
| 8 | 1 | 10 | 0:00 ~ 14:30 | 第10回運営委員会 | 柳田建設 | 28 |
| 8 | 30 | 18 | 0:00 ~ 20:00 | 高島支部特別例会 報告者:「『経営者』へ」 報告者:「『経営者』へ」関係者 | 柳田建設 | 54 |
| 9 | 29 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 高島支部「女性経営者同例会」 報告者:「女性経営者同例会」関係者 | 旧大津公室 | 83 |
| 10 | 23 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 高島支部「10月合同例会」 報告者:「10月合同例会」関係者 | ふれあいプラザ | 52 |
| 10 | 23 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 高島支部「10月合同例会」 報告者:「10月合同例会」関係者 | ふれあいプラザ | 52 |
| 11 | 12 | 14 | 0:00 ~ 20:00 | 高島支部「10月合同例会」 報告者:「10月合同例会」関係者 | びわ湖大津プリンスホテル | 36 |
| 12 | 15 | 18 | 3:30 ~ 21:00 | 高島支部「10月合同例会」 報告者:「10月合同例会」関係者 | 柳田建設 | 61 |
| 2 | 27 | 18 | 0:00 ~ 20:00 | 高島支部「10月合同例会」 報告者:「10月合同例会」関係者 | 大津市ふれあいプラザ | 64 |

| | | | | | |
|--------------|-------------|---|--|--------------------|-----|
| 9月25日 | 18:00～18:30 | 高尾班プロダクション第1回理事委員会 | | プロダクションアリアリーナ用KONE | 6 |
| 10月10日 | 18:00～20:30 | 高尾班プロダクション第2回理事委員会 | | プロダクションアリアリーナ用KONE | 6 |
| 11月15日 | 18:00～20:30 | 高尾班プロダクション第3回理事委員会 | | 高尾班プロダクション | 6 |
| 12月7日 | 18:00～19:30 | 高尾班プロダクション第4回理事委員会 | | 高尾班プロダクション | 7 |
| 2月7日 | 18:00～19:30 | 高尾班プロダクション第5回理事委員会 | | 高尾班プロダクション | 8 |
| 継続活動 | | | | | |
| 8月27日 | 14:00～18:00 | 連合近畿地方プロダクション連絡会2023中小労働運動推進連絡会議 テーマ:「人を生かす経営の実践」 報告者:富川草平氏 富川ハ本工業㈱代表取締役社長 講師:立命館大学経済学部2回生キヤリアデザイン課 藤原 浩二氏 | | 彦根勤労福祉会館 | 2 |
| 10月19日 | 16:20～17:50 | 高尾班プロダクション第6回理事委員会 テーマ:地域と暮らしを担う中小企業 講師:中野節子氏 高尾班プロダクション代表取締役社長 | | 立命館大学 | 283 |
| 10月23日 | 17:30～20:00 | 高尾班プロダクション第7回理事委員会 テーマ:働き方改革の推進 報告者:七尾孝太郎氏(株)ヒルズ代表取締役 講師:立命館大学経済学部2回生キヤリアデザイン課 藤原 浩二氏 | | ホテル大阪ガーデンパレス | 1 |
| 10月26日 | 16:20～17:50 | 高尾班プロダクション第8回理事委員会 テーマ:地域とともに歩む中小企業 講師:北川 歩氏 認定NPO法人ISC 代表 立命館大学経済学部2回生キヤリアデザイン課 藤原 浩二氏 | | 立命館大学 | 282 |
| 11月9日 | 16:20～17:50 | 高尾班プロダクション第9回理事委員会 テーマ:地域と暮らしを担う中小企業 講師:青柳 孝幸氏 株式会社PRO-SPIN 代表取締役 | | 立命館大学 | 153 |
| 11月16日 | 16:20～17:50 | 高尾班プロダクション第10回理事委員会 テーマ:働き方改革の推進 報告者:七尾孝太郎氏(株)ヒルズ代表取締役 講師:立命館大学経済学部2回生キヤリアデザイン課 藤原 浩二氏 | | 立命館大学 | 152 |
| 11月23日 | 16:20～17:50 | 高尾班プロダクション第11回理事委員会 テーマ:地域とともに歩む中小企業 講師:井之口 哲也氏 栗東総合商業株式会社 常務取締役 立命館大学経済学部2回生キヤリアデザイン課 藤原 浩二氏 | | 立命館大学 | 153 |
| 11月30日 | 16:20～17:50 | 高尾班プロダクション第12回理事委員会 テーマ:地域とともに歩む中小企業 講師:大日 健一氏 山科精機株式会社 代表取締役 | | 立命館大学 | 152 |
| 12月7日 | 16:20～17:50 | 高尾班プロダクション第13回理事委員会 テーマ:働き方改革の推進 報告者:七尾孝太郎氏(株)ヒルズ代表取締役 講師:立命館大学経済学部2回生キヤリアデザイン課 藤原 浩二氏 | | 立命館大学 | 152 |
| 12月14日 | 16:20～17:50 | 高尾班プロダクション第14回理事委員会 テーマ:地域とともに歩む中小企業 講師:富川草平氏 富川ハ本工業㈱ 代表取締役 | | 立命館大学 | 152 |
| その他 | | | | | |
| 4月13日 | 13:30～14:30 | 2023年度定例会 | | 同友会事務局 | 5 |
| 5月15日 | 17:30～20:00 | 2023年度総会 | | 同友会事務局 | 6 |
| 6月20日 | 10:00～11:30 | 社会福祉法人あすこみつと評議委員会 | | 日本料理 八万ぼり | 9 |
| 10月30日 | 16:30～20:00 | 京都府同友会 青年部設立40周年記念式典 | | あすこみつと会館兼 | 1 |
| 1月10日 | 17:30～20:00 | 連合近畿2023年新春の集い | | サ・フロンティア会館 | 4 |
| 1月17日 | 13:00～16:30 | 2023年度役員会 | | 琵琶湖ホテル | 2 |
| 3月28日 | 10:00～11:30 | 2023年度役員会 | | ひつろ大津プリンスホテル | 1 |
| 事務局関係 | | | | | |
| 4月12日 | 10:00～11:00 | 第1回事務局 | | キヤリアセンター | 1 |
| 4月12日 | 13:30～14:30 | 第2回事務局 | | 同友会事務局 | 6 |
| 5月8日 | 11:00～12:00 | 第3回事務局 | | 同友会事務局 | 6 |
| 5月17日 | 13:30～16:00 | 第4回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 6月13日 | 10:00～11:00 | 第5回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 6月14日 | 13:00～14:30 | 第6回事務局 | | 同友会事務局 | 4 |
| 6月21日 | 13:30～14:30 | 第7回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 7月11日 | 10:00～11:00 | 第8回事務局 | | 同友会事務局 | 6 |
| 7月12日 | 10:00～11:00 | 第9回事務局 | | 同友会事務局 | 4 |
| 8月2日 | 10:00～11:00 | 第10回事務局 | | 同友会事務局 | 9 |
| 8月9日 | 14:00～15:00 | 第11回事務局 | | 同友会事務局 | 4 |
| 8月16日 | 13:30～14:30 | 第12回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 9月15日 | 14:00～16:00 | 第13回事務局 | | 同友会事務局 | 4 |
| 10月10日 | 10:00～11:00 | 第14回事務局 | | 同友会事務局 | 4 |
| 10月11日 | 14:00～15:30 | 第15回事務局 | | 同友会事務局 | 4 |
| 11月18日 | 13:30～14:30 | 第16回事務局 | | 同友会事務局 | 6 |
| 11月14日 | 10:00～12:00 | 第17回事務局 | | 同友会事務局 | 6 |
| 11月15日 | 13:30～14:30 | 第18回事務局 | | 同友会事務局 | 6 |
| 11月19日 | 10:00～11:00 | 第19回事務局 | | 同友会事務局 | 9 |
| 12月29日 | 13:30～14:30 | 第20回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 12月29日 | 13:30～14:30 | 第21回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 1月9日 | 10:00～11:00 | 第22回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 1月29日 | 10:00～11:00 | 第23回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 1月17日 | 13:30～14:30 | 第24回事務局 | | 同友会事務局 | 4 |
| 2月26日 | 13:30～16:30 | 第25回事務局 | | 同友会事務局 | 6 |
| 3月13日 | 10:00～10:30 | 第26回事務局 | | 同友会事務局 | 6 |
| 3月21日 | 13:30～14:30 | 第27回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |
| 3月12日 | 10:00～11:00 | 第28回事務局 | | 同友会事務局 | 5 |

2023年度 政策委員会 活動報告

記入者 上田 幹人

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 1. 組織目的 | 「よい経営環境」を実現するために、様々な角度から行政、教育・研究機関、金融機関との連携づくりを行い、地域経済を活性化するための活動を行っていく。 | |
| 2. スローガン | 政策委員会を創造しよう！！ | |
| 3. 基本方針 | ①「よい経営環境」を実現するために、政策委員会の運営委員会ならびに例会を通して、行政、教育・研究機関、金融機関との関係づくりを行い「産官学金連携」の取組を行えるようにします。 ②政策委員会において景況調査の結果を分析し、政策についての知見を深めることで、政策委員は自社の経済活動の重要性を再発見し、自社の強みを認識できる機会になります。 ③政策委員が学んだことを、政策委員会以外の支部例会や他の委員会などの学び合いを通して、同友会会員に伝達していきます。 | |
| 基本方針振り返り | | |
| 2023年度委員会活動 KPI の振り返り | | |
| 項目 | 目標/結果 | 振り返り |
| ① 中同協委員会等への参加 | 3回/0回 | 全く参加できなかった、年間スケジュールの確認不足 委員長だけが意識しているものの参加にまでいたらなかった。目的を再確認する必要がある。 |
| ② 委員会の開催 | 12回/12回 | 毎月開催できた。参加者、参加率では次年度委員会メンバーから離脱される方をだしてしまった。 |
| ③ 例会の開催 | 4回/1回 | 1回開催 初開催 委員会メンバーからやってよかったという声をいただき、まずは、委員会メンバーから次に、会員さんへとつなげていきたい。 |
| 2023年度行動計画の振り返り | | |
| 項目 | 目標/指標 | 振り返り |
| ① 政策要望・提案の作成 | 7月作成 | 12月提言 副知事と対談が2回目、さらに関係を深めていけるように、政策提言について、焦点を絞っていく必要もなる検討要。 |
| ② 報道懇談会の実施 | 10月実施 | 中止 プレイリリリースについて、学ぶ必要がある |
| ③ 関西ブロックとの連携 | 7月 | アンケートによる提供 |

2024年度 政策委員会 活動方針

記入者 上田 幹人

| | | |
|----------------|---|---|
| 1. 組織目的 | 「よい経営環境」を実現するために、様々な角度から行政、教育・研究機関、金融機関との連携づくりを行い、地域経済を活性化するための活動を行っていく。 | |
| 2. スローガン | 政策委員会、発信！！ | |
| 3. 基本方針 | ①「よい経営環境」を実現するために、政策委員会の運営委員会ならびに例会を通して、行政、教育・研究機関、金融機関との関係づくりを行い「産官学金連携」の取組を行えるようにします。 ③ 政策委員会において景況調査の結果を分析し、政策についての知見を深めることで、政策委員は自社の経済活動の重要性を再発見し、自社の強みを認識できる機会になります。 ④ 政策委員が学んだことを、政策委員会以外の支部例会や他の委員会などの学び合いを通して、同友会会員に伝達していきます。 | |
| 2024年度目標・計画と方策 | | |
| 項目(基本方針) | 目標/指標 | 計画と方策 |
| ① 中同協委員会への参加 | 3回 | 「なぜ、中同協委員会に参加するか」(他府県道の状況を確認して、滋賀に持ち帰れるものはないかとアンテナを張る・他府県道とのつながりを持つ)を共有し、年間スケジュールを確認して、委員会メンバーで担当を決め参加できるように取り組む。 |
| ② 委員会の開催 | 12回 | 年間スケジュールの作成、3か月毎にスケジュールの確認、委員会メンバーの会社にて、委員会を開催、委員会の懇親会を3か月に1回開催、委員会内で委員会メンバーの報告会の開催 |
| ③ 例会の開催 | 2回 | |
| ④ 景況調査 | 7月 | 昨年度以上の回答率 理事、各支部に協力要請、委員会メンバーからの各会員さんへのフォロー 再度、なぜ、景況調査をおこなうのか?を問いながら、進めていく。 |

2023 年度 経営労働委員会 活動報告

記入者 加賀山 望

| | | |
|------------------------|--|---|
| 1. 組織目的 | 滋賀県を中心に中小企業家の強靱で持続可能な経営体質づくりと地域社会の発展のために、「労使見解」に基づく経営姿勢の確立と経営指針の成文化運動を広め、同友会らしい指針経営の実践を推進する。 | |
| 2. スローガン | <p style="text-align: center;">文字通り「運動」に！2nd Stage ～質の高い「創る会」の運営、「魅力ある」成文化運動～</p> <p>※「質の高い」とは、受講者にとっても運営側にとっても気づきと学びが多いこと ※「魅力ある」とは、同友会の入会動機につながり、関わり続けたいと思えること</p> | |
| 3. 基本方針 | ①第 45 期「創る会」の運営（リアル開催） | |
| | ②経営指針成文化を文字通り「運動」とする。 | |
| | ③「創る会」の魅力の発信を強化する。 | |
| 2023 年度委員会活動 KPI の振り返り | | |
| 項目（基本方針） | 目標／指標 | 振り返り |
| ①第 45 期「創る会」の運営（リアル開催） | 受講者 12 名全員が創る会を修了する | 全受講生のうち 1 名が社業存続の難局に立たされ途中離脱となったものの、結果として 11 名が創る会を修了できた。 |
| ②経営指針成文化を文字通り「運動」とする。 | 各支部を巻き込んだ創る会の運営と組織づくり。（各支部ごとに経営労働委員を 2 名選出） | <ul style="list-style-type: none"> ・各支部・ブロックに経営労働委員を 2 名選出し、うち 1 名を副委員長に選出する方策については、時期尚早と捉え次年度に持ち越すことに。一方で「地域分科会」の導入で支部が主体的に関わる動きもみられ、OBOG 団の拡大に寄与している。結果として次期「創る会」は各支部ごとに受講者 3 名×5 班で受講生計 15 名での開講が実現した。 ・「創る会」修了生の 7 割を第 46 期「創る会」OBOG 参加につなげる方策については、達成がかなわなかった。次期創る会への OBOG 参加の動線を再検討する必要がある。 ・学びある委員会活動のための省力化については、組織化が進まず実現せず。今後も組織づくりと改善が必要。 ・「経営指針基礎講座」については予定通り実施ができ、第 1 講 22 名、第 2 講 19 名、第 3 講 14 名が参加した。 |
| ③創る会」の魅力の発信を強化する | 開催の都度 | <ul style="list-style-type: none"> ・「創る会だより」を滋賀同友会全会員に配布（会期中月 1 回）実施。創る会では都度、毎講開会時に「振り返り」と「学びのポイント」として活用。 ・年に 1 度の各支部で「創る会」修了生の例会報告を企画・実施については経営労働委員会としては積極的に関われなかった。 |

2024 年度 経営労働委員会 活動方針

記入者 加賀山 望

| | | |
|--------------------------|---|--|
| 1. 組織目的 | 滋賀県を中心に中小企業家の強靱で持続可能な経営体質づくりと地域社会の発展のために、「労使見解」に基づく経営姿勢の確立と経営指針の成文化運動を広め、同友会らしい指針経営の実践を推進する。 | |
| 2. スローガン | <p style="text-align: center;">文字通り「運動」に！Ⅲrd Stage ～質の高い「創る会」の運営、「魅力ある」成文化運動へ～</p> <p>※「質の高い」とは、受講者にとっても運営側にとっても気づきと学びが多いこと ※「魅力ある」とは、同友会の入会動機につながり、関わり続けたいと思えること</p> | |
| 3. 基本方針 | <p>①第46期「創る会」の運営</p> <p>②経営指針成文化を文字通り「運動」に変えていく</p> <p>③「創る会」修了者の指針経営実践の場づくり</p> | |
| 2024 年度目標・計画と方策 | | |
| 項目 | 指標 | 計画と方策 |
| ① 第46期「創る会」の運営 | 受講者15名全員が創る会を修了する | <ul style="list-style-type: none"> ・前回に引き続き互いを知る機会としてオリエンテーション後に懇親会を実施する。 ・今後の「創る会」運営に主体的に関わる修了者が増えるよう、今回は5班全てにおいて未経験の座長を選出し、OBOG 団経験者は副座長として座長をサポートする体制を導入する。 ・「地域分科会」の継続 <p>前回に引き続き OBOG 参加者が増えるよう、全7講のうち二つはエリアを意識した各班に分かれて開催。全体会と講義等は zoom 配信を行う。</p> |
| ② 経営指針成文化を文字通り「運動」に変えていく | 各支部を巻き込んだ創る会の運営と組織づくり（各支部ごとに経営労働委員を2名選出） | <ul style="list-style-type: none"> ・組織づくりの観点では、各支部・ブロックに経営労働委員を2名選出し、うち1名を副委員長とする。また委員の役割を明確にした強固な組織づくりを引き続き目標に掲げる。主な目的は「地域分科会」の主体的な運営を通じて会員同士の信頼やつながりをより強固にし、会員の退会率の低減や会員増強につなげるため。 ・「創る会」修了者の OBOG 団としての参加推進のため、受講者の大半を第47期「創る会」OBOG 参加につなげる。 ・「創る会」受講者のフォローと学びの継続を補強することを目的に「経営指針基礎講座」を実施し、受講者や修了者のフォローアップに加え、一般会員にも経営指針の成文化の裾野を広げる。 |
| ③ 「創る会」修了生の指針経営実践の場をつくる。 | OBOG 団の増員と実践企業づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・指針経営の「実践」にフォーカスした経営労働委員会と修了生が主体的に関わる例会報告の企画と実施。 ・企業変革支援プログラム Ver II の普及を模索する。まずは経営労働委員会内で、令和6年4月～単元ごとに事前のテキスト読み込みと会議内での討論の時間を設ける。あえて登録者数等の数値目標は掲げないが、「前年度よりも登録者数が増えている」状態を目標とし、成文化運動を一つの図る物差しとして普及させていく。 |

2023 年度 共育・求人委員会 活動報告

記入者 中野裕介

| | | |
|------------------------|--|-----------------------------------|
| 1. 組織目的 | 中小企業で働く魅力を学生や地域に知らせる社会教育運動を実践するとともに、地域の雇用を支え社員と共に育ちあう魅力ある企業づくりを会内に広め、学校や地域からの信頼を確かなものにする。 | |
| 2. スローガン | 三位一体（指針成文化・社員共育・共同求人）実践の理解と普及を進め、共育ち実践企業の輪を広げよう。 | |
| 3. 基本方針 | ①経営指針を実践するパートナーを育てるという観点からの社員共育の研修会やツール、勉強会を年間計画を立て進める。 | |
| | ②共同求人参加企業 30 社と独自の合説開催を目指し、新卒採用の意義を強く会内に訴え続けるとともに、引き続き大学の抱える課題に同友会として答え、地域の頼れる学校としての中小企業の役割を果たす。 | |
| | ③共育・求人委員会の活動スケジュールを見える化し、委員会への参加者を増やし、三位一体の指針経営を実践する経営者を育成する場づくりを進める。 | |
| 基本方針振り返り | | |
| 2023 年度委員会活動 KPI の振り返り | | |
| 項目 | 目標／結果 | 振り返り |
| ① 委員会開催頻度 | 毎月 1 回 | 毎月開催できた |
| ② 委員出席率 | 50% | 37～58%の参加率でした |
| ③ 期末委員数 | 20名 | 19名（荒木さん、杉田さん 新規参加） |
| 2023 年度行動計画の振り返り | | |
| 項目 | 目標／指標 | 振り返り |
| ① 新入社員合同入社式 | 4月開催 | 4月1日に開催 |
| ② 新入社員研修 | 4,9,2月開催 | 3度開催 |
| ③ 中堅社員研修 | 6月開催 | 2回開催（6月 12月） |
| ④ 合同企業説明会 | 4回開催 | 4回開催 ZOOM 京都滋賀合同企業説明会、滋賀文短大、聖愛造形大 |
| ⑤ 学校訪問 | 年間 2 回 | 年 2 回開催 県内大学訪問 |
| ⑥ 採用学習会 | 4 回 | 3 回開催（12月 2月） |
| ⑦ しがいちチャレンジ | 7 社 | 7 社達成 しがいちアンケート結果の共有も実施 |

2024 年度 共育・求人委員会 活動方針

記入者 中野裕介

| | | |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| 1. 組織目的 | 中小企業で働く魅力を学生や地域に知らせる社会教育運動を実践するとともに、地域の雇用を支え社員と共に育ちあう魅力ある企業づくりを会内に広め、学校や地域からの信頼を確かなものにする。 | |
| 2. スローガン | 三位一体（指針成文化・社員共育・共同求人）実践の理解と普及を進め、共育ち実践企業の輪を広げよう。 | |
| 3. 基本方針 | ① 委員会活動の在り方を見直し、共育ちの本質について考える場にする | |
| | ② 委員会の時間を有意義なものとするため、近況報告、テーマ討論、共育ち求人スケジュール確認といった内容で進める。 | |
| | ③ 共同求人参加企業 50 社と独自のイイ会社発見合説（インターンシップ）を開催し、新卒採用の意義を強く会内に訴え続けるとともに、引き続き大学の抱える課題に同友会として答え、地域の頼れる学校としての中小企業の役割を果たす | |
| 2024 年度目標・計画と方策 | | |
| 項目（基本方針） | 目標/指標 | 計画と方策 |
| ① 委員会開催頻度 | 毎月 1 回 | 年度計画を作成し実施していく。 |
| ② 委員出席率 | 50% | 委員メンバーに 3 カ月先までの予定を周知する。 |
| ③ 期末委員数 | 22名 | 共育ち勉強会、共育、共同求人に興味のある方への声掛け |
| ④ 新入社員合同入社式 | 4月開催 | 会員への開催周知、理事会での呼びかけを実施する。 |
| ⑤ 新入社員研修 | 4,9,2月開催 | 会員への開催周知、理事会での呼びかけを実施する。 |
| ⑥ 共育ち研修 | 11月開催 | 毎月の委員会活動内で話し合いを実施する。 |
| ⑦ 合同企業説明会 | 4回開催 | 各大学における学内説明会の開催、参加、京都滋賀合同企業説明会等へ参加する。 |
| ⑧ 学校訪問 | 年間 2 回 | 共同求人参加企業で訪問大学を分担し、訪問を実施する。 |
| ⑨ 採用学習会 | 4 回 | 共同求人参加企業で集まり、3か月一度実施する |
| ⑩ しがいちチャレンジ | 7 社 | しがいちアンケート実施を呼びかける、アンケート結果の共有を実施する。 |

2023 年度 ユニバーサル委員会 活動報告

記入者 宮川草平

| | | |
|------------------------|--|---------------------|
| 1. 組織目的 | 人を生かす経営の実践で、幸せの見える共生社会を実現する。 | |
| 2. スローガン | 障がい者雇用に関心を持ち、取り組む企業を増やそう。 | |
| 3. 基本方針 | ①障がい者雇用についての勉強会・見学会を定期開催し、無関心な企業を減らす。 | |
| | ②特別支援学校、児童養護施設との交流を深め、働きたい思いを持つ、働ける人が居ることを会内に発信する。 | |
| | ③委員会に所属するエキスパートの力を活かし、結果に繋がられる組織にする。 | |
| 基本方針振り返り | 全6回のユニバーサル例会を開催し、延べ109名の参加があった | |
| 2023 年度委員会活動 KPI の振り返り | | |
| 項目 | 目標／結果 | 振り返り |
| ① 委員会開催頻度 | 毎月1回 | 予定通り開催した |
| ②委員出席率 | 60% | 未達 |
| ③期末委員数 | 3人増 | 未達 |
| 2023 年度行動計画の振り返り | | |
| 項目 | 目標／指標 | 振り返り |
| MAPづくり | 60社 | 32社→44社まで増加 |
| ユニバーサル例会開催 | 6回 | 6回開催し、延べ109名の参加があった |

2024 年度 ユニバーサル委員会 活動方針

記入者 宮川草平

| | | |
|-----------------|--|-----------------------|
| 1. 組織目的 | 人を生かす経営の実践で、幸せの見える共生社会を実現する。 | |
| 2. スローガン | 障がい者雇用に関心を持ち、主体的に関わる企業を増やそう。 | |
| 3. 基本方針 | ① 障がい者雇用についての勉強会・見学会を定期開催し、主体的に関わる企業を増やす。 | |
| | ② 県内の就労に関わる福祉系の企業、施設との交流を深め、働きたい思いを持つ、働ける人が居ることを会内に発信する。 | |
| | ③ 組織力を強化し、持続的な活動が可能な委員会にする | |
| | ④ | |
| 2024 年度目標・計画と方策 | | |
| 項目（基本方針） | 目標/指標 | 計画と方策 |
| ① 例会開催 | 6回 | 全会員対象の例会を6回開催する |
| ② 会社訪問 | 6回 | 委員会での会社訪問を6社行う |
| ③ MAPづくり | 60社 | 就労体験受け入れMAP目標60社まで増やす |
| ④ 会外連携事業 | 6件 | 会外との連携事業に最低6件参加する。 |

2023 年度 広報委員会 活動報告

記入者 川邊 和明

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 1. 組織目的 | 滋賀同友会と会員企業の組織ブランディングを進める | |
| 2. スローガン | オピニオンリーダーとして会の内外に同友会の「学び」「不知の知」の喚起をしよう | |
| 3. 基本方針 | ① 広報委員会の経営指針づくり | |
| | ② 同友会内外に、広報の委員会としての認知を広める | |
| | ③ 活動予算を確保できる環境づくり（組織増強につながる活動） | |
| 基本方針振り返り | | |
| 2023 年度委員会活動 KPI の振り返り | | |
| 項目 | 目標／結果 | 振り返り |
| ① 委員会開催頻度 | 5 回 | 1 2 回／毎月開催しました |
| ② 委員出席率 | 100% | 63.8% |
| ② 期末委員数 | 10 名 | 4 名にとどまりました。 |
| 2023 年度方針実現のための行動計画振り返り | | |
| 項目 | 目標／指標 | 振り返り |
| 広報委員会の経営指針づくり | 経営理念～3 年計画 | 「滋賀同友会と会員企業の組織ブランディングを進める」という組織目的（理念）の元、計画をと考えていましたが、とりそぎの課題としてホームページの作り直しの計画が始まりました。 |
| 同友会内外に、広報の委員会としての認知を広める | 全国行事や滋賀同友会各支部運営委、各委員会への参加 | 滋賀同友会内には認知が広がりつつあると思います。しかし、ツールとしての「doyu しが」「ホームページ」のあり方等の見直しに追われ、各委員会、支部・ブロック・部会への参加は果たせたとはいえない状況です。 |
| 活動予算を確保できる環境づくり（組織増強につながる活動） | 広報委員会の経営指針の成文化 | 今年度にはできていませんでしたが、次年度に継続いたします。 |

2023 年度 広報委員会 活動方針

記入者 川邊 和明

| | | |
|----------------------|---------------------------|---|
| 1. 組織目的 | 滋賀同友会と会員企業の組織ブランディングを進める | |
| 2. スローガン | 多彩な広報手段で組織増強に貢献しよう | |
| 3. 基本方針 | ① 組織増強向けに使い勝手のよいホームページの作成 | |
| | ② 滋賀同友会広報ツールの校閲 | |
| | ③ 「doyu しが」の予算化と経費削減 | |
| | ④ 各支部、ブロック、委員会、部会に広報担当を設置 | |
| 2024 年度目標・計画と方策 | | |
| 項目（基本方針） | 目標/指標 | 計画と方策 |
| ① ホームページの作成 | 100 万円以内での制作 | SNS の連動した、各組織の使い勝手の良いホームページの作成と運用 |
| ② 広報ツールの校閲 | 広報校閲のルールづくりと運用 | 広報校閲の「ルール」づくりと各組織発行の広報ツールへの校閲を実施 |
| ③ 「doyu しが」の予算化と経費削減 | | 制作・印刷・郵送にかかる経費の掌握と削減 |
| ④ 広報担当を設置 | 会内全組織に広報担当を設置 | 大型イベント等の原稿入稿窓口として各支部、ブロック、委員会、部会に広報担当を設置し名簿作成 |

2023 年度環境経営委員会活動方針と振り返り

記入者 笠井 智美

| | |
|----------|--|
| 1. 組織目的 | 「環境経営」や「エネルギーシフト」の実践による企業革新を推進し、事業活動を通して、持続可能なよりよい社会づくりに参画する <small>(※環境経営：私たちの暮らしや事業活動の基盤である地球環境と調和した経営を行い、企業の持続的発展に繋げていくこと)</small> |
| 2. スローガン | 六方よしの経営で、「生きる・くらしを守る・人間らしく生きる」をより確かに！ <small>(※六方よし：売り手・買い手・世間よし+作り手・地球・未来よし)</small> |
| 3. 基本方針 | ①環境経営・SDGs・CO2の削減・エネルギーシフト・循環型経済などについて知見を広げ、経営のリスクと機会に向きあう場を創る ②環境経営に関する会員企業の現状を把握し、課題を発見する ③行政や外部団体との情報交換などを通して、同友会運動の認知度をアップする |

2023 年度委員会活動 KPI 振り返り

| 項目 | 指標 | 計画と方策 |
|-----------|-----------------|--|
| ① 委員会開催頻度 | 月1回 →達成 | e-doyu とグループメールでの案内 ●毎月の開催を継続できている |
| ② 委員出席率 | 65% ↓ 60% | ・行事の担当など役割を担ってもらい、活躍の場をつくる ●3つの例会企画チームと同友エコチームに分けて活動。同友エコチームについては、段取りが後手に回り、委員長と事務局で進めたため、担当メンバーの参画を促せなかった。例会企画チームに関しては、それぞれの特色を生かして、有意義な場づくりになった。業務多忙、体調不良、青年部の活動が重なるなどの事情で、参加メンバーが固定化してきている。一方で、例会担当があることで、例会前、当日、事後報告には出席してくれている。 ・欠席者への情報共有により、所属していることを思い出してもらおう ●e-doyu とメーリングリストとラインを併用し、開催日事前の案内や議事録の共有、進捗共有などの声掛けを継続して行った。 |
| ③ 期末委員数 | 14名 ↓ 13名 | 勉強会や例会参加者にオブザーブ参加の機会提供、委員参加を促す ●同友会退会のため、1名減。例会の参加者への、事後の関わりができていない。 |

2023 年度委員会方針振り返り

| 項目 | 目標/指標 | 計画と方策 |
|------------------|------------------------------------|--|
| ① 環境経営に関する学びと実践 | ・2回→9回 ・1回→3回 達成 | ・情報交換会及びプチ勉強会の実施 ●毎回の委員会会議の際に各社や各業界の情報交換を行った ・企業訪問 ●年3回の委員会例会を行い、(有)川井製材、(有)橋本燃料、(株)薪ライフ(3月実施予定)へ訪問。 |
| ② 会員企業の取り組み状況の把握 | 65件 →66件 達成 | 中同協同友エコアンケートの実施 ・アンケート回答への声かけ ●会員一斉メール、理事会、各委員会、各支部への案内を行った。 ・会員に向けてアンケート結果の報告を行う ●DOYU しがの冊子にてアンケート結果の報告。昨年度の受賞企業(株)法面プロジェクトへの表彰掲載。 ●中同協環境経営委員会 参加 |
| ③ 外部団体等との交流促進 | ・1回 →2回 達成 ・1回 →0回 | ・外部団体との情報交換などの機会づくり ●NPO 法人環境市民様より、活動内容と研修やアンケートに関する情報提供(委員会、事務局にて) ・オープン例会の開催 ●委員会例会で、外部の参加者はあったが、外部向けの企画は立てなかった。会内での委員会の存在意義が確立しておらず、外部発信の軸が不明確な為、まだその時期ではないという判断をした。 |

2024 年度環境経営委員会活動方針

記入者 笠井 智美

| 1. 組織目的 | 会内に「環境経営」や「エネルギーシフト」の実践を促し、新たな事業機会の創出や成長への触発が起きる場を創る。 <small>(※環境経営：私たちの暮らしや事業活動の基盤である地球環境と調和した経営を行い、企業の持続的発展に繋げていくこと)</small> | |
|--------------------------|---|--|
| 2. スローガン | 六方よしの経営で、「生きる・くらしを守る・人間らしく生きる」をより確かに！ <small>(※六方よし：売り手・買い手・世間よし+作り手・地球・未来よし)</small> | |
| 3. 基本方針 | ①環境経営・SDGs・CO2の削減・エネルギーシフト・地域の循環型経済などについて知見を広げ、経営のリスクと機会に向きあう場を創る | |
| | ② 環境経営に関する会員企業の現状を把握し、各社の課題発見を促す | |
| | ③ 行政や外部団体との情報交換などを通して、外部環境の変化を捉える機会をつくる | |
| 2024 年度委員会活動 KPI | | |
| 項目 | 指標 | 計画と方策 |
| ① 委員会開催頻度 | 月 1 回 | e-doyu とグループメールでの案内 |
| ② 委員出席率 | 60% | <ul style="list-style-type: none"> ・企画チームで役割分担し、主体者意識を醸成する ・e-doyu とメーリングリストとラインを併用し、開催日事前の案内や議事録の共有、進捗共有などの声掛けを継続して行う。 |
| ③ 期末委員数 | 14 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・例会参加者にオブザーブ参加の機会提供、委員参加を促す ・その際、環境経営委員会の活動を紹介する |
| 2024 年度委員会方針を実現するための行動計画 | | |
| 項目 | 目標/指標 | 計画と方策 |
| ①環境経営に関する学びと実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 回 ・ 2 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換会及びプチ勉強会の実施(委員会開催時に行う) ・ 企業訪問(例会にて実施) |
| ②会員企業の取り組み状況の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 70 件 ・ 1 回 | <ul style="list-style-type: none"> 中同協同友エコアンケートの実施 ・ アンケート回答への声かけ (会員一斉メール、理事会、各委員会、各支部への案内) ・ 会員に向けてアンケート結果の報告を行う ・ 中同協環境経営委員会の参加 |
| ③外部団体等との交流促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部団体との情報交換などの機会づくり |

2023 年度 組織活性化委員会 活動報告

記入者 嶋田裕士

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 1. 組織目的 | 同友会での学びを滋賀に広め、いかなる時代にも対応できる強い会社、地域から期待される会社を増やすため活動します。 | |
| 2. スローガン | 地域法人組織率 10%を目指し、640 名の滋賀同友会の実現を目指します。 | |
| 3. 基本方針 | 同友会活動のすばらしさを発信し、「社長の学び場」を滋賀に広めよう。 | |
| | ①県内企業に「滋賀県中小企業家同友会」の存在を知られる活動を行います。 | |
| | ②会員増強、組織活性化の必要性を委員会で協議し、協議内容を各支部の組織活性化委員会から会員に伝えます。 | |
| | ③全県行事及び各支部 BIG 例会に合わせ、年間 3 回の増強月間を設定し、会員増強に繋がります。 | |
| | ④SNS 広告を有効的に発信します。 | |
| | ⑤青年部、女性部をはじめ各組織との連携強化をはかります。 | |
| 基本方針振り返り | 基本方針に基づき年度頭から活動しましたが、良い結果を出すことはできませんでした。全国的に会員増が見られる中、会員減という結果に終わり、残念です。組織活性化の必要性を各支部にうまく伝えることが出来なかったのも反省点です。ただ、今年度及びここ数年の組織活性に関わる問題点を精査し、新たな動きを加える動きがあり、次年度につながっていくと思われま | |
| 2023 年度委員会活動 KPI の振り返り | | |
| 項目 | 目標/結果 | 振り返り |
| ① 委員会開催頻度 | 毎月/毎月 | 予定通り、県内 6 支部にて各 2 回、委員会開催を行いました。 |
| ②委員出席率 | | |
| ③期末委員数 | | |
| 2023 年度方針実現のための行動計画の振り返り | | |
| 項目 | 目標/指標 | 振り返り |
| ① 委員会開催 | 毎月/毎月 | 県内 6 支部にて各 2 回、開催いたしました。ご当地メンバーには必ず参加していただき、参加率アップにつながりました。 |
| ② 懇親会開催 | 2 回/2 回 | 予定通り、開催しました。各支部間の情報共有につながり、懇親により委員会メンバーの団結力が強くなりました。 |
| ③ 増強月間の実施 | 3 回/3 回 | 各支部にて年間 3 回の増強月間を開催しました。各支部ごとのそれぞれの手法によって開催しましたが、結果は目標には届かず、また支部間の温度差も垣間見られ、次年度に課題を残しました。 |
| ④ SNS での情報発信 | 3 回/3 回 | 各支部 BIG 例会、経営研究集会に合わせ、SNS 広告を発信しました。数名のゲスト参加につながり、入会に至るケースもありましたが、満足いく結果ではありませんでした。ただし今後も何らかの形で SNS を使った発信は必要と考えます。 |
| ⑤各組織との連携強化 | 随時/ | 各支部に持ち掛け、全県一斉増強 DAY の開催を計画しましたが、年度の途中の計画のため各支部の予定もあり実現しませんでした。早い段階での計画が必要ですので、次年度につなげていきたいと思えます。 |
| ⑤ 第 45 回定時総会実施 | 2024 年 4 月/ | 2024 年 4 月 23 日、定時総会を開催しました。 |

2024 年度 仲間づくり委員会 活動方針

記入者 濱本博樹

| | | |
|-----------------|---------------------------------|---|
| 1. 組織目的 | 同友会の学びを滋賀に広げ、地域と共に歩む仲間づくりを進めます。 | |
| 2. スローガン | 「ワクワク・ドキドキ」をキーワードに仲間を増やす！ | |
| 3. 基本方針 | ① 委員会の開催 | |
| | ② 3年ビジョン | |
| | ③ アンケート調査 | |
| | ④ なかまづくり強化月間 | |
| | ⑤ SNSを使った情報発信 | |
| | ⑥ 各組織との連携強化 | |
| | ⑦ 定時総会の開催 | |
| 2024 年度目標・計画と方策 | | |
| 項目（基本方針） | 目標/指標 | 計画と方策 |
| ① 委員会の開催 | 毎月/毎月 | 各支部にて年2回開催し、ご当地メンバーに参加し易い環境を作る。懇親会を夏と冬に開催して親睦を深める。 |
| ② 3年ビジョン | | 県内全会員参加型の仲間づくりイベントの開催に向けて、課題の抽出、持続可能な組織づくりを推進する。 |
| ③ アンケート調査 | | 経営課題の抽出、結びつきを強化して退会者を減らす 会員企業が抱えている課題を抽出します。良い会社、良い経営者、良い経営環境づくりに向けて取り組んでいるか？ |
| ④ 強化月間 | 3回/ | BIG 例会、研究集会など年に3回ヤマを作って、仲間づくり強化月間で意識を高め、会勢640名を達成する。 |
| ⑤ WEBで魅力発信 | | 同友会の仲間づくりを推進するにあたり、入会検討者向け専用ホームページを制作し、同友会の魅力を発信する。 |
| ⑥ 連携強化 | | 各支部、青年部、女性部、専門委員会の目標や課題を共有する。仲間づくり委員会の魅力を発信し、期末に現状の月例参加者を+5名増やす。 |
| ⑦ 第47回定時総会 | 06年4月 | 06年4月に定時総会を開催し、仲間づくりについて周知してもらうキッカケにする。 |

2023 年度 例会委員会 活動報告

記入者 田中 真

| | | |
|----------------|---|--|
| 1. 組織目的 | 同友会の例会は、会員各々の経営課題の解決の糸口を見つける場であり、様々な課題を抱えた中小企業家が“知り合い・学び合い・励まし合う、場”でもあります。また同友会の例会は、経営者の“覚悟、を固めると共に、中小企業を取り巻く諸問題を仲間と検討・改善していく機会”の場です。県)例会委員会は、県下各支部の“例会、づくりを支援することを目的”としています。 | |
| 2. スローガン | 「いい例会を創って、いい仲間と知り合い、いい会社を創ろう」 | |
| 3. 基本方針 | ①各支部の成功事例を取込み、県全体に広め、例会の質を向上させる。 ②導入された運営マニュアルの使い方を検証し、支部への導入を推進する。 | |
| 基本方針振り返り | 期初の委員会メンバー招集でつまずき、第1回委員会後の継続ができなかった。新春例会については、会員参加率 30%は未達ではあるが、参加総数は 121名で概ね成功といえる。 | |
| 2023 年度方針の振り返り | | |
| 項目 | 目標/結果 | 振り返り |
| ① 例会委員会の開催 | 年 4 回- | 2 回開催した。期初の各支部からの例会委員の選出がつまずき、開催が少なくなった。 |
| ② 新春例会の開催 | 2024 年 1 月 開催/ | 参加総数 121 名。会員参加目標 151 名⇒登録 108 名⇒参加 96 名。会員参加率 16% |

2024 年度 例会委員会 活動方針

記入者 田中 真

| | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 組織目的 | 同友会の例会は、会員各々の経営課題の解決の糸口を見つける場であり、様々な課題を抱えた中小企業家が“知り合い・学び合い・励まし合う、場”でもあります。また同友会の例会は、経営者の“覚悟、を固めると共に、中小企業を取り巻く諸問題を仲間と検討・改善していく機会”の場です。県)例会委員会は、県下各支部の“例会、づくりを支援することを目的”としています。 | |
| 2. スローガン | 「参加したくなる例会、参加してよかった例会創りをしよう」 | |
| 3. 基本方針 | ① 各支部の例会づくりの現状把握をする ② 各支部の例会づくりに関する課題を抽出し、解決のための方策を検討する ③ 運営マニュアルをブラッシュアップし、支部への導入を推進する | |
| 2024 年度目標・計画と方策 | | |
| 項目 (基本方針) | 目標/指標 | 計画と方策 |
| ① 例会委員会の実施 | 年 4 回 | 期初に各支部から県例会委員会担当を選出してもらい、早期に委員会を開催する |
| ② 新春例会の開催 | 2025 年 1 月 開催 | 7 月から始動し、会員参加率 25%以上、参加総数 150 名以上を達成するために、地区または複数支部合同にするなど、地域特性をいかして会員参加を拡げる方法を検討する。 |

2023 年度 新産業創造委員会 活動報告

記入者 大日陽一郎

| | | |
|------------------------|--|--------------------------|
| 1. 組織目的 | 滋賀の持続可能な地域づくりのため、その基盤である地域循環型経済の中心となる中小企業を目指し、会員企業への最新技術等の情報提供や企業連携を推進し仕事づくりに努めます。 | |
| 2. スローガン | 知り合い・学び合い・励まし合い、ニュービジネスにチャレンジを！ | |
| 3. 基本方針 | ①ニュービジネスをめざす例会・研究会を行います。 | |
| | ②中小企業の国際化・海外展開の経験を交流します。 | |
| | ③産産・産学・産金との連携や情報共有をすすめます。 | |
| 2023 年度委員会活動 KPI の振り返り | | |
| 項目 | 目標／結果 | 振り返り |
| ① 委員会開催頻度 | 6 回 | 開催出来ませんでした。 |
| ② 委員出席率 | 80% | 0% |
| ③ 期末委員数 | 20 人 | 委員が決められませんでした。 |
| 2023 年度行動計画の振り返り | | |
| 項目 | 目標／指標 | 振り返り |
| ① 実践交流会 | 年 4 回 | 海外ビジネスの交流会を 1 回開催しました。 |
| ② 大学・支援機関訪問 | 2 回 | 立命館大学経済学部との政策研究会へ参加しました。 |

2024 年度 新産業創造委員会 活動方針

記入者 大日陽一郎

| | | |
|-----------------|--|--------------------------------|
| 1. 組織目的 | 会員企業の新しい仕事づくりを推進するために、会員相互の経験交流と産学連携、課題解決型の人材育成を推進します。 | |
| 2. スローガン | ニュービジネスにチャレンジする企業この指とまれ！ | |
| 3. 基本方針 | ① ニュービジネスにチャレンジする会員を増やします。 | |
| | ② 産学連携に取り組む会員を増やします。 | |
| 2024 年度目標・計画と方策 | | |
| 項目（基本方針） | 目標/指標 | 計画と方策 |
| ① 委員会の確立 | 委員 10 名へ | 基本方針に賛同するメンバーを募り、委員会体制を確立します。 |
| ② 委員会・例会 | 4 回／年 | 産学連携、ニュービジネス、海外展開などテーマ別に開催します。 |

2023 年度 事務局活動報告

記入者 奥村 祐三

| | | |
|---|---|--|
| 1. 組織目的 | 私たち事務局員は、素敵な経営者と企業を増やすことで、素敵な地域社会の実現を目指し、学び合う仲間づくり・魅力ある学びの場づくり・より良い経営環境づくりを会員さんをパートナーとして推進し、その実現に努めてまいります。 | |
| 2. スローガン | | |
| 3. 基本方針 | ①同友会理念を深く理解し、その実現を担う主体者として会員と関わり、パートナーとしてともに学び合う事務局を目指します。 | |
| | ②全国の優れた経験を蓄積するとともに、社会・自然・人間に関する幅広い知識を体得し、会員からあてにされる事務局を目指します。 | |
| | ③事務局の立場を自覚し、組織活性化・拡大と対外広報、人脈づくりに取り組みます。 | |
| 2023 年活動振り返り | | |
| 項目 | 目標／指標 | 計画と方策 |
| ①情報の共有 ～事務局は同友会運動の鏡であることを意識して行動しよう～ | 朝礼／昼礼（毎日） 全体会議（隔週） 組織会議（毎週） 報連相の制度化 | 局員の行動予定の共有や調整、運動上の成果の共有や相談、課題の検討を確実にするため、勤務日には朝礼もしくは昼礼をかならず実施します。また、実務上の課題や中長期的な方針の確認や進捗確認のため、2週間に一度、全体会議を開催します。その他、些細なことでもきめ細やかな情報共有、意見交換を可能にするため報連相を制度化し、情報伝達をスムーズにし、運動の進化発展に寄与します。 |
| 振り返り | 朝礼もしくは昼礼は、業務スケジュールほぼ毎日開催できました。また、労使見解の読み合わせをし、意見交換をすることで同友会運動の意義を学ぶことができました。全体会議は月2回を方針としていましたが、スケジュールを見直し月1回としました。 | |
| ②学びの深化 ～会員と共に学び、経営課題を乗り越えるよきパートナーになろう～ | 例会へ学ぶ姿勢で参加（毎月）／研修会を開催し同友会運動のプロを目指す | ① 例会へは運営員として参加するのではなく、学びのため・同友会運動の現在地を見て取るために参加するようにします。 ② 会員訪問等を通じて、会員の経営状況やニーズを捉え、課題解決に資する活動を創造する等、顔の見える運動を進めます。 ③ 企業変革支援プログラム ver.2 を基にした研修会を毎月開催し、労使見解とその具体的展開である指針経営を絶えず学び続け、会員のよきパートナーになるべく努めます。 |
| 振り返り | 例会参加を学びの場とし運営員とにならないことを方針としましたが、支部や部会の運営上、どうしても作業を担わなければならないと、達成できませんでした。会員訪問ですが、前半ばまでは積極的に訪問しましたが、後半では1名退職したため業務多忙となり、会員訪問をする時間が取れませんでした。企業変革支援プログラム ver2 の学習ですが体系的に学ぶ時間をとれませんでした。 | |
| ③自己研鑽 | 実務資格取得の奨励／リカレント推進／年間目標と月次報告を徹底 | ①実務資格の取得を費用面を含めて推奨します。10年以内に中小企業診断士・社労士・司法書士・日商簿記1級／全経簿記上級など経営実務に有益な上級資格の取得を目指します。②滋賀県立大学とのリカレント教育への参加を推奨します。③個人目標を年度初めに立て、毎月の会議で進捗を報告し、達成する仕組みを構築します。 |
| ふりかえり | 途中退職した事務局員を除き、3名全員がなんらかの資格試験を受験しました。うち、1名はビジネスキャリア検定マーケティング3級に合格しました。滋賀県立大学のリカレント教育には、昨年と引き続き2名が参加しました。 | |
| ④働く環境づくり | 労働時間の適正化／職務規律の見直し／ | ①労働時間を適正化し、この1年で残業時間月20時間で収まるよう、仕事の分担を見直します。②新体制1年目のため、改めて職務規律を見直し、指揮監督と責任の体系を再構築します。③経営指針書の成文化をします。 |
| ふりかえり | 変形労働時間制を導入して2期目となり、運用に慣れてきたため労働時間の適正化ができてきました。ただ、期中に1名退職したため、一人あたりの業務量が増加し、2月、3月には残業時間が増加しました。20時間以内に収めることは達成しています。経営指針の成文化については、事務局理念の成文化をし、それに関する研修を1回開催しました。成文化については引き続き、事務局長を中心に取り組みます。 | |

2024 年度 事務局活動方針

記入者 奥村 祐三

| 1. 組織目的 | 私たち事務局員は、素敵な経営者と企業を増やすことで、素敵な地域社会の実現を目指し、学び合う仲間づくり・魅力ある学びの場づくり・より良い経営環境づくりを会員さんをパートナーとして推進し、その実現に努めてまいります。 | |
|---|--|--|
| 2. スローガン | 混迷の時代だからこそ労使見解の精神を深く学び、より多くの経営者に伝え仲間を増やそう | |
| 3. 基本方針 | ①同友会理念を深く理解し、その実現を担う主体者として会員と関わり、パートナーとしてともに学び合う事務局を目指します。 | |
| | ②全国の優れた経験を蓄積するとともに、社会・自然・人間に関する幅広い知識を体得し、会員からあてにされる事務局を目指します。 | |
| | ③事務局の立場を自覚し、組織活性化・拡大と対外広報、人脈づくりに取り組みます。 | |
| 2024 年活動振り返り | | |
| 項目 | 目標／指標 | 計画と方策 |
| ①情報の共有 ～事務局は同友会運動の鏡であることを意識して行動しよう～ | 朝礼／昼礼（毎日） 全体会議（月 1 回） 組織会議（毎週） 報連相の制度化 | 局員の行動予定の共有や調整、運動上の成果の共有や相談、課題の検討を確実にするため、勤務日には朝礼もしくは昼礼をかならず実施します。また、実務上の課題や中長期的な方針の確認や進捗確認のため、月に 1 度全体会議を開催します。その他、些細なことでもきめ細やかな情報共有、意見交換を可能にするため報連相を制度化し、情報伝達をスムーズにし、運動の進化発展に寄与します。 |
| ②学びの深化 ～会員と共に学び、経営課題を乗り越えるよきパートナーになろう～ | 例会へ学ぶ姿勢で参加（毎月）／研修会を開催し同友会運動のプロを目指す | ① 例会へは運営員として参加するのではなく、学びのため・同友会運動の現在地を見て取るために参加するようにします。 ② 会員訪問等を通じて、会員の経営状況やニーズを捉え、課題解決に資する活動を創造する等、顔の見える運動を進めます。 ③ 企業変革支援プログラム ver.2 を基にした研修会を毎月開催し、労使見解とその具体的展開である指針経営を絶えず学び続け、会員のよきパートナーになるべく努めます。 |
| ③自己研鑽 ～主体的な人生を実現しよう～ | 実務資格取得の奨励／リカレント推進／年間目標と月次報告を徹底 | ①実務資格の取得を費用面を含めて推奨します。10 年以内に中小企業診断士・社労士・司法書士・日商簿記 1 級／全経簿記上級など経営実務に有益な上級資格の取得を目指します。②滋賀県立大学とのリカレント教育への参加を推奨します。③個人目標を年度初めに立て、毎月の会議で進捗を報告し、達成する仕組みを構築します。 |
| ④働く環境づくり | 労働時間の適正化／職務規律の見直し／ | ①労働時間を適正化し、この 1 年で残業時間月 20 時間で収まるよう、仕事の分担を見直します。②人材採用に着手し、20 代後半から 30 代前半までの局員を 2 名採用します。③経営指針書の成文化をします。 |

第3号議案

滋賀県中小企業家同友会規約の一部改正の件

滋賀県中小企業家同友会規約を下記のとおり改正し、直ちに実施することを提案いたします。

記

【改正前の規約】

第1条～第17条まで 省略

(規約の改廃)

第18条 この規約の改廃は総会で行います。

(実施の年月日)

第19条 この規約は1979年1月17日より実施します。

【改正後の規約】

第1条～第17条まで 省略

(解 散)

第18条 本会は総会の決議により解散します。

(残余財産の帰属)

第19条 本会が解散したときに残存する財産は、総会の決議により類似の目的を持つ団体に贈与するものとします。

(規約の改廃)

第20条 この規約の改廃は総会で行います。

(実施の年月日)

第21条 この規約は1979年1月17日より実施します。

以 上

滋賀県中小企業家同友会規約

(名 称)

第1条 本会は滋賀県中小企業家同友会といいます。

(性 格)

第2条 本会は中小企業家の利益擁護と社会的地位向上のため、自主・民主・連帯の精神をもって、国民や地域と共にあゆむ中小企業づくりをめざす、中小企業家の団体です。

(地 域)

第3条 本会の地域は、滋賀県下一円とします。

(事務所)

第4条 本会の事務所は滋賀県内に置きます。

(目 的)

第5条 本会は次の目的の実現をめざして運動をすすめます。

- (1) 本会はひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- (2) 本会は中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身に付けることをめざします。
- (3) 本会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

(事 業)

第6条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 会員企業の経営体質の強化に役立つ経験の交流、経営研究を行うと共に、会員の多種多様な要望にこたえる活動。
- (2) 労使が共に学び、育ち合う立場からの各種研修会の開催をはじめ、人材の確保と定着化、労使の信頼と協力関係の確立など、中小企業における労使問題を創造的に解決し、真の人間尊重の経営をすすめるための活動。
- (3) 会員相互の信頼と親睦を深め、自主・民主・連帯の精神をもとに異業種間の交流とネットワークづくりを推進する活動。
- (4) 国および地方自治体に対し、中小企業家の要望にかなった産業政策が確立されるよう働きかける活動。
- (5) 必要な情報を会員に知らせるため、会の機関紙・誌を発行。その他、必要と思われる調査・研究活動。
- (6) 中小企業家の幅広い協力と団結をつくりあげるために、中小企業家同友会全国協議会に加盟し、その発展強化を図るとともに、他団体との協調、交流をすすめる活動。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(資 格)

第7条 本会は、本会の趣旨に賛同する中小企業家およびそれに準ずる人々を会員とします。

2 前項以外の人で、本会の趣旨に賛同する人を、理事会の承認を得て賛助会員とすることができます。

(加 入)

第8条 本会に入会しようとする人は、会員1名以上の推薦を得て申し込み、理事会の承認を得るものとします。

(退会及び除籍)

第9条 (1) 本会を退会しようとする人は、理事会に届け出ることとします。また、会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、理事会の決定により退会していただくこともあります。退会の場合、入会金・前納会費等は返戻いたしません。

(2) 半年間にわたり本会会費を滞納した人は、理事会の承認の下に除籍することができます。

(入会費用及び会費)

第10条 会員は定められた入会金及び会費を負担し、口座自動振替による前納を原則とします。

(機 関)

第11条 本会には、次の機関を置きます。

①総 会＝最高の決議機関で、定時総会は年一回開催し、代表理事が招集します。会員の2分の1以上（委任状出席を含め）の出席によって成立します。

②理事会＝総会に次ぐ決議機関であって会の事業を執行し、原則として1カ月に1回代表理事が

招集します。尚、理事の3分の1以上が必要と認め時は速やかに開催します。理事の2分の1以上（委任状出席を含め）の出席によって成立します。

③総務会＝代表理事・副代表理事・専務理事・事務局長・理事若干名で構成します。同友会理念に基づいた会活動を推進するために、協議し率先して実践します。

(役員)

第12条 本会には次の役員を置きます。

(1) 理事 若干名とし、総会で選出します。

(2) 代表理事 会務の全般を統括し、内外に会を代表します。

代表理事の人数は、必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。

(3) 副代表理事 代表理事を補佐し、代表理事に事故があった時は、その職務を代行します。

人数は必要に応じて理事会が決定し、理事会において互選します。

(4) 専務理事 必要に応じて専務理事をおくことができます。

専務理事は、日常の会務を統括します。

理事会において互選します。

(5) 会計監査 総会において2名選出します。

(6) 名誉役員 理事経験者、その他永年にわたり会の発展に貢献した人を相談役・顧問等の名称による名誉役員にすることができます。名誉役員は理事会の推薦で、総会で承認されます。

尚、本会役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

(支部)

第13条 本会は会員の増加に伴い、円滑な活動をすすめるため必要と判断される場合は、理事会の決定によって支部を設けます。支部の運営は支部役員を互選してこれにあたります。

(専門委員会)

第14条 本会は、必要に応じて専門委員会を設けることができます。理事会の諮問によりその目的を遂行するために運営します。

専門委員会の設置は理事会が決定します。

(事務局)

第15条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を設け、事務局員若干名を置きます。必要に応じて事務局長をおくことができます。この任免は理事会が行います。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとします。

(財政)

第17条 本会の財政は、入会金、会費、特別会費、事業会費、寄付金その他の収入でまかないます。

(解散)

第18条 本会は総会の決議により解散します。

(残余財産の帰属)

第19条 本会が解散したときに残存する財産は、総会の決議により類似の目的を持つ団体に贈与するものとします。

(規約の改廃)

第20条 この規約の改廃は総会で行います。

(実施の年月日)

第21条 この規約は1979年1月17日より実施します。

付則 入会金は、20,000円、年会費84,000円とします。会費には中小企業家同友会全国協議会分担金、および「中小企業家しんぶん」紙代が含まれます。

この規約は、1982年5月22日一部改正して即日実施します。

この規約は、1993年5月19日一部改正して即日実施します。

この規約は、1998年5月19日一部改正して即日実施します。

この規約は、1999年5月25日一部改正して即日実施します。

この規約は、2001年5月29日一部改正して即日実施します。

この規約は、2005年5月23日一部改正して即日実施します。

この規約は、2020年5月27日一部改正し、2021年4月1日より実施します。

この規約は、2023年4月25日一部改正して即日実施します。

この規約は、2024年4月23日一部改正して即日実施します。

第4号議案

一般社団法人 滋賀県中小企業家同友会への移行の件

滋賀県中小企業家同友会は、第46回定時総会における決議により、一般社団法人滋賀県中小企業家同友会を設立し、事業及び財産等を移行いたします。一般社団法人への移行に際して、下記の提案を致します。

記

一、定款（別途掲載）

一、任意団体である滋賀県中小企業家同友会の事業・財産を一般社団法人滋賀県中小企業家同友会へ移行し、任意団体を解散すること

一、任意団体である滋賀県中小企業家同友会の会員が一般社団法人滋賀県中小企業家同友会へ移行すること

一、一般社団法人滋賀県中小企業家同友会への移行後も、会員の会費納入に関して、

各会員の指定口座より継続して自動引き落としをすること（引き落とし名義が法人名に変わることを）

以上

一般社団法人 滋賀県中小企業家同友会 定款（案）

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。人々の暮らしに根差す仕事を生み出し、雇用の主要な担い手として、国民生活、地域社会、文化を守り、地域の豊かさを支えるとともに、日本経済の力強い発展に貢献している。

われわれは、本定款に定める3つの目的の実現を、自主・民主・連帯の精神で取り組み、国民や地域とともに歩む中小企業となることを掲げた同友会理念のもと、人間尊重の経営、すなわち人を生かす経営を実践するとともに、行政、金融機関、教育機関等との対外的な活動や連携を積極的に推し進め、中小企業の社会的地位の向上を図っていく。

そして、民主的な議論を尽くし、会員の総意に基づいた運動及び活動を行うことを通じて、滋賀県経済と地域社会の発展に寄与する団体となることをめざし、ここに本定款を定める。

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「一般社団法人滋賀県中小企業家同友会」と称し、略称は「(一社) 滋賀同友会」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県草津市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中小企業の自主的、民主的な組織として次の方針で活動することを目的とする。

(1) この法人は、ひろく会員の経験と知識を交流して、企業の自主的近代化と強固な経営体質をつくることをめざすものとする。

(2) この法人は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される、総合的な能力を身につけることをめざすものとする。

(3) この法人は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄を目指すものとする。

(事業)

第4条 この法人は、会員の力をあわせて前条の目的を達成するために、次のような事業、活動、運動を行う。

- (1) 会員相互の経験、知識、技術、情報、経済等の交流の促進を図る事業
- (2) この法人がめざす人間尊重の労使関係を確立するための活動
- (3) 中小企業の経営を守り、発展させるために、国や地方自治体、その他関係機関等に働きかける運動
- (4) 各種の研究會、研修會等の運営と支援活動
- (5) 会報などの発行と情報の提供、その他の広報活動
- (6) 中小企業家同友会全国協議会の強化を図ると共に、全国各地の中小企業家同友会との交流及び協力を図る活動
- (7) 中小企業の経営を支援する活動や経営の発展に資する諸活動
- (8) 中小企業の経営環境の改善を図るための運動
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業、活動及び運動

(運営基本方針)

第5条 この法人は、会員の悩み・意見・要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢にかかわらず会員は誰もが対等平等な関係であり、民主的な運営をなによりも大切に

(中間協への加入等)

第6条 この法人は、中小企業家同友会全国協議会に加入して活動するものとする。ただし、この法人の経済面又は運動・活動面における負担や損失、その他やむを得ない事情によって中小企業家同友会全国協議会に加入して活動することが困難な状況に至ったときは、総会の決議を得て、その活動の停止または休止、もしくは脱退をすることができ

第3章 会員

(会員)

第7条 この法人の会員は、中小企業家又はそれに準じる者で、この法人の趣旨及び目的に賛同して入会した者とし、その会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。なお、「中小企業家及びそれに準ずるもの」については、会員資格及び会員等に関する規定に別途定める。

2 次の各号の一に掲げる者は、会員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）

第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員（暴対法

- 第2条第6号に規定する暴力団員をいう、以下同じ。暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者）であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行う恐れがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者（以下同じ。）、暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力的に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務遂行等において積極的に暴力団を利用して、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）、その他これらに準じる者（以下これらを併せて「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に事業運営を支配又は事業運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に批判されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）である者
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行う恐れがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）である者
- (8) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となつている集団又は個人をいう。）である者
- (9) 準暴力団又は準暴力団構成員（平成25年3月7日付け警察庁通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団又は個人をいう。）である者
- (入会)
- 第8条 会員として入会しようとする者は、会員1名以上の推薦を得て入会申込書に入会金と会費を添えて申し込み、理事会の承認があつたときに会員となる。
- 2 入会手続きその他詳細については、会員資格及び会費等に関する規程に別定め

(入会金・会費)

第9条 会員は、社員総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。既に支払つた入会金及び会費は返還しない。

- 2 前項に規定する会費の中には、中小企業家同友会全国協議会（以下「中同協」という）の分担金、機関誌の購読料等が含まれるものとする。
- 3 入会金及び会費の納入方法その他詳細については、会員資格及び会費等に関する規程に別定め。

(資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 会費を滞納し、滞納金額が6か月分以上になったとき
- (3) 会員が事業を廃止し、又は会員が所属する企業が事業を廃止したとき

(任意退会)

第11条 会員は、退会を希望する場合、いつでも退会の申し出をして退会することができる。

- 2 退会した会員は、当然にこの法人の社員の地位も喪失する。
- 3 退会手続きは、会員資格及び会費に関する規程に別定め。

(除名等)

第12条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会において出席した理事の満場一致での採決により、除名することができる。除名手続きの詳細については、会員資格及び会費等に関する規程に別定め。

- (1) この法人の名誉を棄損する行為をしたとき
 - (2) この法人の事業活動を妨げる行為をしたとき
 - (3) 第7条第2項に該当することが判明したとき
 - (4) 入会申込書の記載内容に虚偽があつたことが判明したとき
 - (5) この法人の定める定款、規程、規則に違反したとき
 - (6) その他除名すべき正当の事由のあるとき
- 2 会員が次の各号の一つに該当するに至つたときは、理事会の決議により、資格停止処分又は戒告を与えることができる。その手続きの詳細については、会員資格及び会費等に関する規程に別定め。

- (1) 会員や事務局長へハラスメント行為や迷惑行為を行ったとき
- (2) 会員や第三者に対する強引なセールスやローラー営業などのマナー違反や倫理上抵触する行為をしたとき
- (3) 中小企業家同友会の理念や運動を否定する行為をしたとき

(4) その他、第1項(5)以外のルール又はこの法人からの指示に従わないとき

3 会員に第1項各号ないし第2項各号に掲げた事由に該当する恐れがあるときは、理事会の決議に基づき、当該会員に対し、指導または退会勧告を行うことができる。

(会員の資格停止に伴う権利及び義務)

第13条 前条第2項により資格を停止した会員は、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会費納入の義務は免れることはできない。

2 この法人は、会員資格が停止しても、その会員に対し既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(決議)

第14条 社員総会（以下「総会」という。）は、すべての会員をもって構成する。

2 総会は、総会員の過半数の出席によって成立する。

3 総会における議決権は会員1名につき1個とし、全会一致に至ることができないときは、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

4 前項の規定に関わらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する

- (1) 前期の活動及び事業報告の承認
- (2) 今期の活動及び事業計画の承認
- (3) 予算及び決算の承認
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 規程の制定及び改廃
- (8) 関連団体又は組織への加入及び脱退
- (9) 解散及び残余財産の処分

(10) 総会で決議するものとして理事会が決議した議題

(11) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後から3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、理事会の決議により開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員又は監事が、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を代表理事に提出して総会の招集を請求したときは、その請求を受けた日から6週間以内に臨時総会を招集し、招集後1か月以内に開催しなければならない。

(代理)

第18条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、総会において理事の中から議長を選出する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び総会によって選任された議事録署名人2名が議事録に署名又は記名押印し、総会の日から5年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次のとおり役員を置く。

(1) 理事

① 理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務を執行する。

② 理事の員数は3以上50名以内とし、総会において選任する。

(2) 代表理事

- ① 代表理事は、この法人の会務の全般を統括し、この法人を代表する。
- ② 代表理事の員数は3名以内とし、理事会において理事の中から互選により選任する。

(3) 副代表理事

- ① 副代表理事は、この法人の会務の全般について代表理事を補佐し、代表理事に事故がある場合は、理事会の決議によりその職務を代行する。
- ② 副代表理事は、運動課題や対応組織などを担当し、担当する課題や組織の統轄を行う。
- ③ 副代表理事の員数は8名以内とし、理事会において理事の中から互選により選任する。

(4) 専務理事

- ① 専務理事は、代表理事、副代表理事を助けて会の総務を統括し、会務の円滑化を図る。また、代表理事、副代表理事に事故がある時はその職務を代行する。

- ② 専務理事の員数は1名とし、理事会において理事の中から互選により選任するものとし、該当者がいない場合には空席を妨げないものとする。

(5) 監事

- ① 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- ② 監事の員数は3名以内とし、総会において選任する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 増員により選任された役員の任期は、その選任時に在任する他の理事の任期の満了すべき時までとする。

- 4 理事又は監事は、前条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 5 理事又は監事は、社員の総会の決議によって解任することができる。

(常任相談役、相談役及び顧問)

第23条 この法人は、常任相談役、相談役及び顧問、最高顧問を若干名置くことができる。

- 2 常任相談役、相談役及び顧問、最高顧問は、この法人の役員経験者であって功績

のあった者から、理事会において任期を定めたいえで選任する。

- 3 常任相談役、相談役及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会、総務会、各部会又はその他の会議に出席して、意見を述べることができる。

- 4 常任相談役、相談役及び顧問に対する報酬は無報酬とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第24条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、総会の決議の具体化を推進する。

(権限)

第25条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 代表理事、副代表理事及び専務理事の選任及び解任

- (2) 総会の開催及び提出議案の決定

- (3) 臨時会費及び補正予算案の決定

- (4) 本部の新設、変更、廃止

- (5) ブロック会の新設、変更、廃止

- (6) 支部の新設、変更、廃止

- (7) 委員会の設置と各委員会の分担業務及び変更、廃止

- (8) 部会の新設、変更、廃止

- (9) その他組織体系等

- (10) 規則等の制定並びに改廃

- (11) 常任相談役、相談役及び顧問、最高顧問の選任及び解任

- (12) 会員の入会、休会の承認

- (13) 事務局長の承認

- (14) 会員の対する第12条第3項に基づく指導、退会勧告

- (15) 総務会が理事会決議事項とした事項議題

- (16) その他、定款、規程等に理事会決議事項と定められた事項、又は理事が協議のうえ必要と認めた事項

(種類及び開催)

第26条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、原則として1か月に1回開催する。

- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたととき

- (2) 代表理事以外の理事が会議の目的を記載した書面をもって招集の請求をしたとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 監事が、一般社団法人法第100条に規定する場合において必要があると認め、代表理事に招集の請求をしたとき
- (5) 前号の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- (招集)
- 第27条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により幹事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- (議長)
- 第28条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、総務会の構成理事によって互選された者が務める。
- (定足数)
- 第29条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- (決議)
- 第30条 理事会における審議は、全会一致をめぐりて討議を深め、性急な決議は避けて全会一致を得るべく審議を尽くすこととする。
- 2 十分な審議をしたにもかかわらず、全会一致に至らないときは採決を行うこととし、出席理事の過半数の賛成により議決するものとする。
- 3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- (議事録)
- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席し、出席した代表理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、理事会の日から5

年間主たる事務所に備え置く。

第7章 組織体制

(業務分掌)

第32条 この法人は、その業務を分掌させるために、会及び部を置くこととし、その体制等については組織体制に関する規程に別途定める。

(事務局)

第33条 この法人は、事業の運営を円滑に行うため事務局を設けるものとする。

2 事務局には、事務局長及び事務局員を配し、この法人の事業が円滑に進められるよう職務を遂行する。

3 事務局長は、事務局員の中から代表理事が推薦し、理事会の承認のもと任免する。

4 事務局員の採用及び待遇等については、別に定める。

第8章 会計及び資産

(財政)

第34条 この法人の財政は、入会金・会費・特別会費・寄付金・その他の収入で運営する。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の分配の禁止)

第36条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(事業計画及び予算)

第37条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始の日の当月までに、理事会の承認後、総会の決議を経るものとする。

2 前項に基づき作成された事業計画書、収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、前条第1項の総会時に予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収支を講じることができる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款の変更は、総会の決議を必要とする。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散したときに残存する財産は、総会の決議によって類似の目的を持つ法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第42条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 付 則

(最初の事業年度)

第43条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第44条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、別紙1のとおりとする。

(設立時役員の名)

第45条 この法人の設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は、別紙2のとおりとする。

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

附 則

(施行期日)

この定款は、2024年4月5日から施行する。

別紙 1

定款第 44 条に定めるこの法人の設立時社員の氏名および住所は次のとおりである。

住所 滋賀県彦根市

氏名 水野 透

住所 滋賀県

氏名 永井 茂一

別紙 2

定款第 45 条に定める設立時役員は次のとおりとする。

設立時理事 滋賀県 水野 透

設立時理事 滋賀県 永井茂一

設立時理事 滋賀県 青柳孝幸

設立時監事 滋賀県 坂田徳一

| No. | 所属支部 | 役職 | | 氏名 | 会社名 | 役職 |
|-----|-------|------|----|-------|------------|-------|
| 1 | 東近江支部 | 最高顧問 | 新任 | 蔭山 孝夫 | 滋賀建機(株) | 会長 |
| 2 | 東近江支部 | 顧問 | 新任 | 宮川 卓也 | 宮川バネ工業(株) | 取締役会長 |
| 3 | 大津支部 | 相談役 | 新任 | 岩部 英世 | 法面プロテクト(株) | 取締役 |
| 4 | 大津支部 | 相談役 | 新任 | 坂田 徳一 | (株)坂田工務店 | 代表取締役 |

| No. | 所属支部 | 役職 | | 氏名 | 会社名 | 役職 |
|-----|-------|-------|----|--------|---------------|---------|
| 1 | 高島支部 | 理事 | 新任 | 北川 渉 | 認定NPO法人 TSC | 理事長 |
| 2 | 高島支部 | 理事 | 新任 | 七黒 幸太郎 | (株)七黒 | 代表取締役 |
| 3 | 大津支部 | 理事 | 新任 | 石川 朋之 | (株)Honki | 代表取締役 |
| 4 | 大津支部 | 理事 | 新任 | 上田 幹人 | (株)アームズ | 代表取締役 |
| 5 | 大津支部 | 理事 | 新任 | 大日 陽一郎 | 山科精器(株) | 代表取締役社長 |
| 6 | 大津支部 | 理事 | 新任 | 加賀山 望 | 安心アシスト(株) | 代表取締役 |
| 7 | 大津支部 | 理事 | 新任 | 濱本 博樹 | (有)浜本新聞舗 | 代表取締役 |
| 8 | 大津支部 | 設立時理事 | - | 永井 茂一 | (株)ピアライフ | 代表取締役 |
| 9 | 湖南支部 | 理事 | 新任 | 笠井 智美 | (株)シオンズ | 代表取締役 |
| 10 | 湖南支部 | 理事 | 新任 | 寺田 好孝 | 寺田商事(株) | 代表取締役 |
| 11 | 甲賀支部 | 理事 | 新任 | 鵜飼 龍馬 | (有)カーテックウカイ | 代表取締役 |
| 12 | 甲賀支部 | 理事 | 新任 | 田中 真 | (株)サン機工 | 常務取締役 |
| 13 | 甲賀支部 | 理事 | 新任 | 中野 裕介 | (株)ジョーニシ | 代表取締役 |
| 14 | 甲賀支部 | 理事 | 新任 | 三峰 詳晴 | (株)メルプ | 代表取締役 |
| 15 | 東近江支部 | 理事 | 新任 | 蔭山 大輔 | 滋賀建機(株) | 専務取締役 |
| 16 | 東近江支部 | 理事 | 新任 | 宮川 絵理子 | 宮川バネ工業(株)(株) | 専務取締役 |
| 17 | 東近江支部 | 理事 | 新任 | 宮川 草平 | 宮川バネ工業(株)(株) | 代表取締役 |
| 18 | 東近江支部 | 理事 | 新任 | 安井 栄作 | 大安工業(株) | 代表取締役社長 |
| 19 | 東近江支部 | 理事 | 新任 | 太田 宗男 | (株)プライウッド・オウミ | 代表取締役 |
| 20 | 北近江支部 | 設立時理事 | - | 青柳 孝幸 | (株)PRO-SEED | 代表取締役 |
| 21 | 北近江支部 | 理事 | 新任 | 小田柿 喜暢 | 大洋産業(株) | 代表取締役 |
| 22 | 北近江支部 | 理事 | 新任 | 川邊 和明 | (株)アド・プランニング | 代表取締役 |
| 23 | 北近江支部 | 理事 | 新任 | 中川 繁 | 福岡産業(株) | 代表取締役 |
| 24 | 北近江支部 | 設立時理事 | - | 水野 透 | (株)渡辺工業 | 代表取締役会長 |
| 25 | 事務局 | 理事 | 新任 | 奥村 祐三 | 滋賀県中小企業家同友会 | 事務局長 |

高島2名 大津 6名 湖南2名 甲賀4名 東近江5名 北近江5名 員外1 合計25名

| No. | 所属支部 | 役職 | | 氏名 | 会社名 | 役職 |
|-----|------|-------|---|-------|----------|-------|
| 1 | 大津支部 | 設立時監事 | - | 坂田 徳一 | (株)坂田工務店 | 代表取締役 |

一般社団法人滋賀県中小企業家同友会 2024年度基本方針（案）

2024年度スローガン

「人を生かす経営の実践で持続可能な地域社会の創造を！！」

基本方針

- ① 人を生かす経営の実践で未来を切り拓く企業になろう～あらためて三位一体の経営実践に重きをおいた学び合いを～
- ② ブランディングへのチャレンジ～私たちの存在意義・ミッション・バリューを仲間に・地域に・経営者に～
- ③ 中小企業は社会の宝！灯かりを燈そう・灯かりをかかげよう・私たちの光で滋賀を照らそう！～行政機関・学校・金融機関と連携して持続可能な地域社会を創造しよう～

重点課題

1) 企業づくり

- ① 黒字で強じんな財務体質をもつ会社づくりを目指します。
- ② 経営指針を創る会を開催し、指針経営を実践する経営者を増やします。
- ③ 共同求人活動に取り組む企業を増やし、滋賀単独での共同求人活動をめざします。
- ④ 共育ちの精神を企業経営で実践し、多様な人材が活躍できる企業風土をめざします。

2) 地域づくり

- ① 地域課題を経営課題ととらえ、指針経営の力で未来まで持続する地域をめざします。
- ② 県内の大学と連携し、若者に中小企業の魅力を伝えることで、地域で働く若者を増やし、地域の活性をめざします。
- ③ 滋賀県の産業振興施策を学び、中小企業家の立場から施策を提言するとともに、行政担当者、金融機関や学校との懇談会などを通じて、中小企業の社会的地位の向上を目指します。

3) 同友会づくり

- ① 2024年度末までに、640名の会勢を実現します。
- ② 2030年ビジョンの明文化とそれに基づく単年度行動計画の策定に取り組み、滋賀同友会の発展をめざします。
- ③ 同友会運動と企業経営は不離一体。支部運営委員会や専門委員会、部会での会議、そして例会を通じて、「よい会社・よい経営者」を体現するモデル会員を輩出します。
- ④ 階層別・要求別に学び合う組織を強化し、活性化させます。

私たちを取り巻く情勢

2023 年は、新型コロナウイルス感染症が第 5 類感染症へ移行し人流制限が緩和されたことに伴い、世界中で需要の過剰な回復がありました。他方で、コロナ禍の中で失われたサプライチェーンや人手不足のため供給が追いつかず、アメリカではインフレ経済になるなど急激な景気の回復がみられました。

他方で、2022 年から始まったロシアのウクライナ侵攻による小麦不足や天然ガス・石油の不足による価格の高騰、そしてアメリカの中央銀行 (FRB) が利上げを行ったことでマイナス金利政策を行う日本との金利差が拡大し深刻な円安に見舞われました。トヨタなど輸出型企業は過去最大の利益を計上する一方で、私たちの生活を支える多くの企業では、企業物価の上昇に見舞われ、特に下請け企業における製造コストの上昇は深刻なものとなりました。価格転嫁が中小企業経営における重要課題となり、主材料についてはおおむね価格転嫁が進んだものの、エネルギーや人件費など間接経費の値上げはなかなか認められず、その状況が現在もおおむね続いています。

また、人材不足が深刻となりました。かねてから進行していた労働人口の減少と、さらに労働に対する価値観の変化・多様化、需給のミスマッチ、さらには業界ごとの業績に差がついたことによる初任給等の格差が拍車をかけ、中小企業にとっては深刻な人材不足に陥り、いまなお出口が見えていません。

2024 年の春闘は、33 年ぶりに賃上げ率 5 パーセント超えに達しました。大企業では大卒初任給 25 万円以上は当たり前、なかには 40 万円で求人を出す企業もあり、中小企業との格差が広がっています。中小企業でも、賃上げの動きはありましたが、その多くは人材確保のための「やむを得ない」賃上げであり、必ずしも資金等の裏付けのあるものではありません。今後も賃上げの流れが続くみられ、中小企業は早急に経営基盤を見直し、賃上げの裏付けとなる利益を確保しなければ存続の危機に陥ることでしょう。

中小企業にとって頼みの綱である外国人労働者も、日本経済が他のアジア諸国と比べ相対的に落ち込みをみせ、さらに円安で相対的に低賃金となる日本は選ばれない国になってしまいました。技能実習生制度も、近いうちに育成就労制度に移行し、2 年間働けば他の企業に転籍ができるようになり、外国人人材の流動化や偏在、さらに奪い合いが懸念されます。

以上のように、2023 年度はコロナ禍の終息という喜ばしい動きもあった反面、世界情勢の変化に日本経済は大きく翻弄され、特に企業物価の高騰に悩まされました。また大企業と中小企業との間の格差が拡大し、人材不足がさらに深刻化するという事態に見舞われました。明らかになったことは、外部環境、経営環境に翻弄される度合いは、大企業よりも中小企業の方が大きく、経営に与えるインパクトが大きい、ということです。特にこの数年の変化はまさに激変というべきもので、さらに、今後どうなるかはまったくの不確定と言うべきものです。

そんな中でも、我々中小企業経営者は、自社を維持し発展させなければなりません。外部環境の責任だと喚びたところで、責任は経営者自身にあるのです。やはり、自社を維持し発展するためには、外部環境分析をしっかりとやり、時代の流れをとらまえ、自社の進むべき方針をしっかりと示し、激流を乗り越えていかなければなりません。

中小企業家同友会全国協議会が主催する全国行事では、かならず情勢認識をテーマとした分科会が設けられています。中小企業経営にまさに必要な情勢分析を学ぶ機会ですので、全国大会に参加されることをぜひともおススメいたします。

本稿では 4 つのトピックに分けて、中小企業をとりまく情勢についてまとめました。外部環境分析の一助になれば幸いです。

トピック① 日本経済の岐路-都市集中型か地方分散型かはあと数年で決まる?

京都大学と日立グループの 2017 年に行われた共同研究では、日本社会の 2050 年に向けた未来シナリオとして、都市集中型と地方分散型の 2 パターンを想定しています。

都市型シナリオとは、「主に都市の企業が主導する技術革新によって、人口の都市への一極集中が進行し、地方は衰退する。

出生率の低下と格差の拡大がさらに進行し、個人の健康寿命や幸福感は低下する一方で、政府支出の都市への集中によって政府の財政は持ち直す。」というものです。

地域分散シナリオとは、「地方への人口分散が起こり、出生率が持ち直して格差が縮小し、個人の健康寿命や幸福感も増大

する。ただし、政府の財政あるいは環境を悪化させる可能性を含むため、このシナリオを持続可能なものとするには細心な注意が必要となる」といいます。

まず、都市型か地方分散かは、2025年から2027年までに分岐点をむかえ、分岐してからは、両シナリオが交わることはないとしています。また、地方分散型に移行したとしても、財政や環境問題への対処が必要であるため、2034年から2037年までに持続可能性を担保する政策が必要であるとしています。

もしその想定が正しいとすれば、あと1年か3年で私たちの社会がどのような未来を進むのか決まります。もし、都市型シナリオの道を渡した社会が進むとすれば、地方の衰退は避けられません。

昨今の人口動態や資本の流れをみると、東京を中心とした都市への人口と資本の集中が加速しています。地方社会を維持し、持続可能な日本社会を実現しようとするならば、やはり地域に根差したを支える中小企業家が力を結集し、経営革新やよい経営環境づくり、中小企業振興基本条例を通じて活力ある地域社会の実現をめざして運動をすすめる必要があります。ここに、同友会運動の社会的使命があり、運動を担う仲間を増やしていくことが、地方存続の鍵だといえます。

(日立評論 <https://www.hitachihyoron.com/jp/archive/2010s/2019/03/05c04/index.html>)

ピック② インフレかデフレか?—その本質から経済のいまを見極める—

岸田文雄総理は、令和6年度予算が成立した3月28日に記者会見し、「我々はデフレから完全に脱却する千載一遇の歴史的チャンスを手に入れている。数十年に一度の正念場だ」と述べました(読売新聞)。かねてからつづく物価高や、大企業を中心とした大幅な賃上げの動きを踏まえ、企業がさらなる賃上げを進めていくことでデフレを脱却することを企図した発言です。

デフレとは、持続的に物価が下落する現象をいいますが、日本では1990年代半ばからデフレの状態にあります。デフレになると、実質債務負担を増加させたり、実質賃金や実質金利の上昇によって企業収益を圧迫したりすることを通じて、設備投資等を抑制し、景気に対して下押し要因となる、とされています(内閣府ホームページ)。

現在、アメリカはインフレ状態にあり、中央銀行は金利を上昇させ加熱する経済を冷まそうと必死に動いています。その影響で、マイナス金利政策を続けていた日本との間で金利差が生じ、極端な円安が進行しました。

アメリカの最低賃金は州ごとに異なりますが、ニューヨークでは2024年1月で16ドル、日本円に換算して2,400円となっています。一見すると、とても高くみえますがそれだけ物価が上昇しているということです。他方で、日本の実質賃金は24年2月時点で23か月下落しています。最低賃金こそ政策として上がりつつありますが、産業によっては裏付けとなる企業の支払い能力が盤石ではない分野もあり、戦々恐々としている経営者も多いのではないのでしょうか。

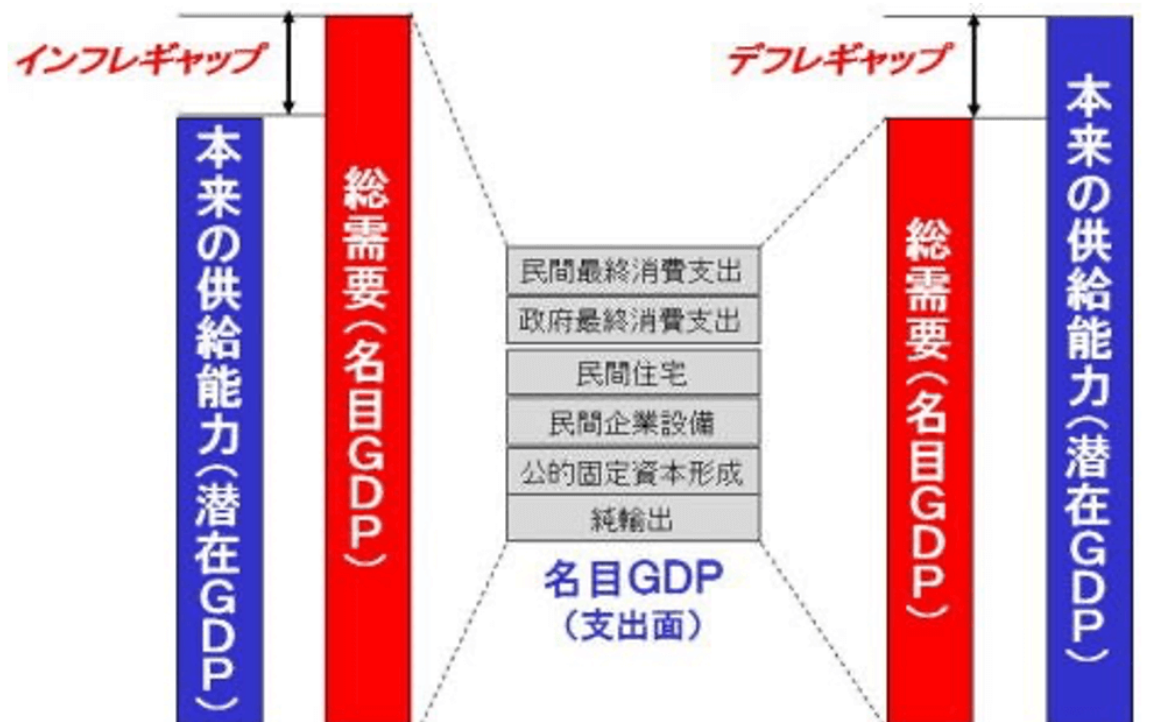
このような経済における日本とアメリカの違いは何でしょうか。端的にいうならば、日本はデフレ経済、アメリカはインフレ経済、と言えます。

日本はエネルギーなど資源を輸入せざるをえないところに、世界情勢の不安定化や30年ぶりの円安のため物価が上昇するという、いわゆる「コストプッシュ型インフレ」の状態にあります。輸入物価が上昇することで、日本国内の物価も上昇するのですが、だからといって、「インフレ」だと判断するのは早計でしょう。仮に輸入物価が来月には10分の1になるだけで今度はデフレに戻った、と言わなければならないでしょうから。

物価のほか、人件費も上昇しつつありますが、他方で先に述べたように、実質賃金は連続してマイナスを記録しています。企業は頑張って賃上げをしていますが、物価上昇分を補えるほどの賃上げをする余裕がない、というのが現状です。大企業など一部を除き、中小企業は賃上げ分を価格転嫁するのは非常に困難ですから、結局、利益から賃上げ分を出しています。

ほかに、物価を上昇させる要因として消費税があります。物価に消費税は関係あるのか?と思われるでしょうが、政府の立場としては消費税は「物の価格」の一部とされていて、たとえば本体価格100円に消費税10円で110円のパンの対価は100円ではなく、あくまでも110円がパンの本体価格だということです(東京地裁平成2年3月26日判決など)。消費税が高くなればなるほど、その税率に応じて物価が上昇する仕組みです。さらに厄介なことに、消費税増税による物価上昇分は、GDPに現れません。

インフレかデフレかを分けるのは、本質的には総需要(ならびに潜在需要)と供給の関係です。



引用元 http://mtdata.jp/data_46.html#Gap

上の図でいいますと、右側がデフレ状態ですが、総需要に対して供給能力が過剰になっています。この差をデフレギャップといいますが、このギャップを埋めるよう経済が動く状態がデフレです。需要に対して供給が多いのですから、商品の価格は下落し、設備投資は行われず、経済全体の生産性は低下します。左側はインフレ状態であり、総需要に対して供給能力が不足しています。旺盛な需要にけん引されて、企業は設備投資をし、生産性を向上させて供給能力を高めます。インフレかデフレかは、上図のように需要と供給のバランスがどちらかに傾くことによって生じる現象で、市場にどれだけ貨幣が流通しているか、ということだけでは決まりません。

政府や日本銀行が今の日本経済をどちらに捉えるかによって、政策や金利、税率が変わってくるのです。インフレに対する政策は中央銀行の利上げと「増税」です。すでに、日本銀行はマイナス金利政策の終了を宣言しました。大企業が賃上げをし、それが実質賃金などに反映するなどし、さらにエネルギーに対する補助金政策が終了してエネルギー物価が上昇すると、政府は「デフレを脱した、インフレになりつつある」と、増税を行う可能性があります（逆に、デフレの対策は減税なのですが）。現状、いまよりさらに増税となり、借入金に高金利がかけられるとして、私たち中小企業の経営は成り立つでしょうか？だからこそ、現状がインフレかデフレかをちゃんと見極めることが大事なのです。

現象面で判断せず、物事の本質を学んで読み取ることが、今のような混沌とした時代だからこそ、求められているといえるでしょう。

トピック③ 価値あるものを価値どおりに売る-価格転嫁ができるかどうかが中小企業の未来をわける-

企業物価が高騰するなかで、いかに価格転嫁をするかが企業が生き残るための肝になっています。2023年5月から6月にかけて、滋賀同友会会員を対象とした景況調査で、価格転嫁ができているかどうかの質問をしました。結果を見ると、原材料などの主材料については価格転嫁がほぼできているのに対して、エネルギー価格や人件費については価格転嫁が進んでおらず、交渉しても断られたという声もありました。

政府は、賃上げとあわせて、価格転嫁を推進する姿勢をとっています。中小企業庁も、ホームページ内に特設ページを設けて、「適切な価格転嫁を実現するためには、思い切って価格交渉を行うことが重要です」と、価格交渉の啓蒙資料や価格交渉フォーマットを公開しています。

(中小企業庁特設ページ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shien_tool.html)

同友会の会員からも、断られたら取引をやめる覚悟で価格交渉したら、すんなり受け入れてくれた事例が報告されています。また、依然として値下げを要求してくる取引先の仕事をやめたら、他社から引き合いがあり結果的に利益が出るようになった、という

事例もあります。他方で、価格交渉をお願いしに行ったら逆に値下げを求められたなど、うまくいかない事例もあります。

先述の同友会会員を対象とした景況調査において、気になる結果がありました。価格転嫁をしていない企業で、特に理由なく価格交渉を行っていない企業がある程度多かったのです。物価が上がって大変だけれども、価格転嫁をしていないもしくは必要と思っていない。交渉しても無駄だと諦めているのかもしれませんが、もしかすると、価格交渉しようにもどうしていいのかわからないのかもしれませんが。価格転嫁は、待っていれば実現するものではありません。交渉を持ちかけてはじめて実現するものです。

中小企業がこの厳しい情勢を生き残るためには、価格転嫁をしていかなければなりません。三重大学の青木雅生教授は、「価値あるものを価値どおりに売る」ことが大事だとおっしゃいます。自社製品やサービスの価値は、社員さんや取引先の努力があって実現するものです。それを、経営者が値下げをして売ってしまったら、社員さんはどう思うでしょうか。愛知同友会の会員で、こんにゃくを製造している会社がありました。市場を得るため、スーパーに安く卸しました。陳列棚に、安いこんにゃくが並びます。それを、その会社の社員が見たとき、どう思うでしょうか。その家族はどう思うのでしょうか。自分たちの働きはこんなものかと、自尊心を損なうのではないのでしょうか。そこで、その会員は安い商品をやめ、付加価値の高い商品を開発し、その分野では目新しい商品であったため、世間から注目を集めるようになったとのこと。

あらためて、自社が取引先にあるいは社会に対してどのような価値を提供しているのか、そして自社の提供する価値をちゃんと見極めてくれる取引先がどこにあるのかをしっかりと見極めていくことが重要なのです。そしてそれを実現できるのは、経営者だけです。

同友会で学ぶ私たちは、「労使見解」にあるように、経営上の困難を取引先や情勢のせいにするのではなく、経営者が責任をもって困難を打破する道を探り会社を維持し発展させなければなりません。同友会内でも価格転嫁、価格交渉の成功例が蓄積されていますので、よくわからない方は例会や集いに参加し他の経営者に聞くなどして、ともに現状を打破しましょう。

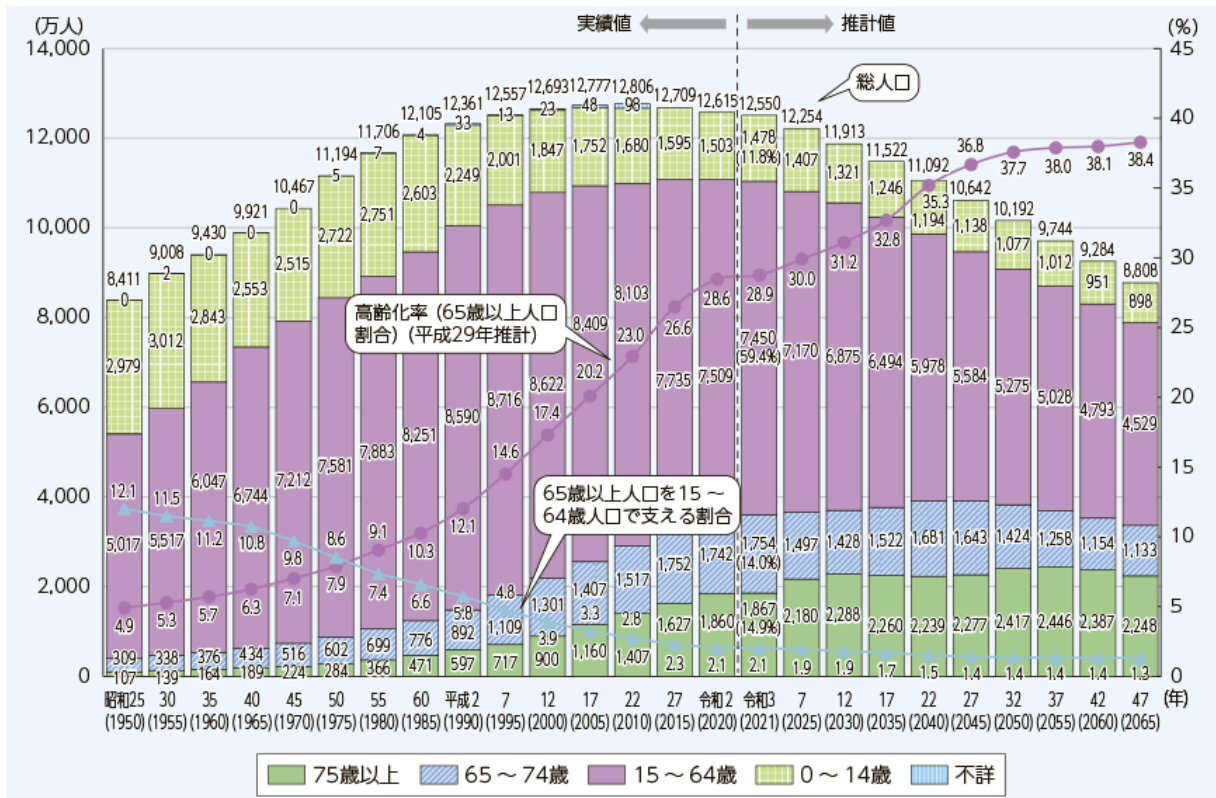
ピックアップ④ 深刻な人手不足—若者が地域にのこる社会づくりを共育求人活動で—

他の先進諸国と同じように、日本も人口減少が懸念されています。2022年の出生数は770,759人と2021年の811,622人から10万人ちかく減少しました。他方で、2022年の死亡者数は1,569,050人で、こちらも2021年の1,439,856人より増えています。つまり、2022年は798,291人減少しました(人口動態調査)。山梨県の人口と同じです。

表 I - 1 年齢階級別労働力人口の推移

| | | 男女計 | | | | | | | | 男 | | 女 | |
|-------|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|--------|------|--------|
| | | 総数 | 15~64歳 | 15~24歳 | 25~34歳 | 35~44歳 | 45~54歳 | 55~64歳 | 65歳以上 | 総数 | 15~64歳 | 総数 | 15~64歳 |
| 実数 | 2011年 | 6596 | 6011 | 525 | 1291 | 1569 | 1333 | 1293 | 584 | 3825 | 3466 | 2770 | 2546 |
| | 2012 | 6565 | 5955 | 514 | 1261 | 1577 | 1346 | 1257 | 610 | 3796 | 3420 | 2769 | 2535 |
| | 2013 | 6593 | 5941 | 518 | 1239 | 1582 | 1380 | 1222 | 651 | 3783 | 3381 | 2809 | 2559 |
| | 2014 | 6609 | 5910 | 518 | 1214 | 1576 | 1406 | 1196 | 698 | 3776 | 3349 | 2832 | 2561 |
| | 2015 | 6625 | 5878 | 516 | 1191 | 1558 | 1439 | 1173 | 746 | 3773 | 3318 | 2852 | 2560 |
| | 2016 | 6673 | 5887 | 539 | 1180 | 1527 | 1482 | 1159 | 786 | 3781 | 3307 | 2892 | 2580 |
| | 2017 | 6720 | 5899 | 545 | 1167 | 1497 | 1526 | 1164 | 822 | 3784 | 3289 | 2937 | 2609 |
| | 2018 | 6830 | 5955 | 583 | 1160 | 1469 | 1567 | 1175 | 875 | 3817 | 3294 | 3014 | 2660 |
| | 2019 | 6886 | 5980 | 603 | 1147 | 1432 | 1612 | 1187 | 907 | 3828 | 3286 | 3058 | 2693 |
| | 2020 | 6868 | 5946 | 590 | 1143 | 1384 | 1626 | 1204 | 922 | 3823 | 3272 | 3044 | 2673 |
| | 2021 | 6860 | 5931 | 583 | 1140 | 1354 | 1650 | 1203 | 929 | 3803 | 3252 | 3057 | 2679 |
| 対前年増減 | 2011年 | -36 | -36 | -19 | -38 | 27 | -10 | 3 | -1 | -25 | -22 | -13 | -13 |
| | 2012 | -31 | -56 | -11 | -30 | 8 | 13 | -36 | 26 | -29 | -46 | -1 | -11 |
| | 2013 | 28 | -14 | 4 | -22 | 5 | 34 | -35 | 41 | -13 | -39 | 40 | 24 |
| | 2014 | 16 | -31 | 0 | -25 | -6 | 26 | -26 | 47 | -7 | -32 | 23 | 2 |
| | 2015 | 16 | -32 | -2 | -23 | -18 | 33 | -23 | 48 | -3 | -31 | 20 | -1 |
| | 2016 | 48 | 9 | 23 | -11 | -31 | 43 | -14 | 40 | 8 | -11 | 40 | 20 |
| | 2017 | 47 | 12 | 6 | -13 | -30 | 44 | 5 | 36 | 3 | -18 | 45 | 29 |
| | 2018 | 110 | 56 | 38 | -7 | -28 | 41 | 11 | 53 | 33 | 5 | 77 | 51 |
| | 2019 | 56 | 25 | 20 | -13 | -37 | 45 | 12 | 32 | 11 | -8 | 44 | 33 |
| | 2020 | -18 | -34 | -13 | -4 | -48 | 14 | 17 | 15 | -5 | -14 | -14 | -20 |
| | 2021 | -8 | -15 | -7 | -3 | -30 | 24 | -1 | 7 | -20 | -20 | 13 | 6 |

統計局資料



(内閣府(2022)「令和4年版高齢社会白書」)

政府統計でも、2010年をピークに人口は減少、特に0-14歳は大きく減り、その結果として15歳~64歳のいわゆる就労人口もどんどん減っていきます。2030年には6875万人、2050年には5275万人と予想されています。また、65歳以上の人口も、当然ながらどんどん増えていきます。

滋賀県の人口ですが、2023年10月時点の人口は1,406,103人。年齢別にみると、0歳~14歳までが134,845人、15歳~39歳までが357,002人、40歳~64歳までが462,179人、それ以上が452,077人でした。もともと人口の多い年代が50歳~54歳で104,868人、次いで45歳~49歳の102,627人です。就労可能人口は819,181人です。

のちに人口減少による人手不足について述べますが、人口が減少することは、かならず、消費者市場が大きく変化するという結果をもたらします。これは紛れもないことです。ベビーブームの時と違って、子どもが減少すると、子ども関連の消費は減少します。あるいは、大量消費ということにならず、一点ものなど高級商品が売れるようになります。食品業界では、お菓子や子ども向け食品の売上は減少します。定員割れになる学校も多く、教員や教育関係の公務員も減少します。出版業界も大打撃を受けるでしょう。他方で、高齢者向けの商品は急激に需要が増えます。老人ホームなど介護施設の需要は高まり、入居希望者は順番待ち。就労人口の多数が介護業界に吸収されていきます。娯楽施設も若者向けよりも高齢者向けになっていくでしょう。と同時に、生産条件も変化せざるを得ません。既存の産業は退場し、地域に暮らす人々は減少します。よしんば会社が残っても、仕事をこなす人材はどこにいますか。このように、ビジネスのあり方が大きく変化し、既存のビジネスモデルが陳腐化してしまう社会になるのです。

また、社会保障制度も大きく変わってきます。2040年問題という、団塊ジュニア世代が65歳に達することで人口に占める65歳以上の人の割合が35%に達し、社会保障、医療、介護などが持続できるかどうか懸念されています。そうすると、就業する世代の負担が重くなり、様々なハレーションが生じてきそうです。

2024年4月1日、日本銀行は企業短期経済観測調査を発表しました。今回の調査は、対象企業9100社のうち4700社が中小企業と、中小企業の実態がこれまで以上にわかるものでした。その中の雇用判断DIについてNHKオンラインでは、「人手不足感がある場合はマイナスとなりますが、今回、中小企業の製造業ではマイナス24、中小企業の非製造業ではマ

マイナス47でした。このうち中小企業の非製造業は1983年5月に調査を始めてから人手不足感が最も強くなっています。3か月後の見通しについても、中小企業の製造業がマイナス31、中小企業の非製造業がマイナス50と人手不足の一段の深刻化を見込んでいます。中小企業でも賃上げが進んでいますが、大手企業がそれ以上に賃金を引き上げているため、激しい人材獲得競争の中で人手の確保が難しくなっている状況がうかがえます。」と報じています。

また、日経新聞4月2日朝刊3面でも、「非製造業、深まる人手不足」という見出しで、宿泊業や飲食、タクシー業界で人手不足でインバウンド需要を取り込めていないことを報じています。

新聞やネットニュースでは、人手不足への対応として、人件費を上げろといいますが、しかし、人材不足だけ人件費もあげることができないのが中小企業の実態です。中小企業は常にぎりぎりの経営を強いられているといっても過言ではないでしょう。

実際、人材不足による倒産も増えつつあります。帝国データバンクによれば、「人手不足を理由に事業継続を断念するケースが、本格的に増加している。2023年の人手不足倒産は累計で260件となり、年間ベースで過去最多を更新した。なかでも、この4月に時間外労働の上限規制が適用される『2024年問題』によって人手不足のさらなる深刻化が懸念されている建設/物流業の件数は、全体の半数を占める高水準となった。とりわけ建設業は91件にのぼり、過去最多かつ前年から約2.7倍の大幅増となった。足元では企業の人手不足感が高まり続けている現状を踏まえると、今後も人手不足倒産は高水準で推移する可能性がある。」と述べています(<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/p240106.html>)。

しかしながら、だからと言って中小企業経営者は情勢のせいにしてはいけません。どんなに厳しくとも、経営者には経営を維持し発展させる責任があります。

(株)EVENTOS(代表取締役 川中英章氏 広島同友会理事、中同協共同求人委員長)には広島以外からも「あなたの会社で働きたい」と若者がやってきます。数百万円かけて採用活動をしているわけではありません。共同求人活動(参加費十数万円)のみです。それでも人材が集まるのは、若者から選ばれる理由、会社の強みが明確で魅力があるからです。川中氏は「人生を過ごす価値のある会社づくり」を社員と共に実践され、本業のケータリングサービス事業の強みをフルに発揮し、地方の耕作放棄地の再生や温泉地の再生事業で成果を上げています。そして「若者は楽しくてやりがいがある仕事、未来に希望の持てる仕事を求めている」と強調されています。同友会では経営指針を創る会で「何のために経営をしているのか」を深く問い掛けあい、経営理念とビジョンを成文化しています。この理念とビジョンへ共感するからこそ人材が集まる会社になります。同友会の目指す人を生かす経営、労使見解の精神による経営指針の成文化と共同求人活動、そして社員共育を三位一体として追及する経営実践こそ、明日を切り拓く確かな道であることに確信を持ち、同友会運動に邁進してまいりましょう。

記：滋賀県中小企業家同友会事務局

附 属 資 料

- 1) 各支部・部会 2023 年度活動報告および 2024 年度活動方針
- 2) 一般社団法人滋賀県中小企業家同友会 会員資格及び会費等に関する規程
- 3) 一般社団法人滋賀県中小企業家同友会 組織体制に関する規程
- 4) 2023 年度滋賀で一番大切にしたい会社認定企業紹介 宮川バネ工業(株)
- 5) 滋賀同友会「モデル企業認定制度」への取組について
- 6) 2024 年度滋賀県に対する中小企業家の要望
- 7) 女性部設立趣意書
- 8) 中同協 第二十七回総会 総会宣言 戦後五十年平和・環境宣言
- 9) 中同協 地球環境宣言 地域を担う中小企業家からのメッセージ
- 10) 中同協 第 20 回障害者問題全国交流会 IN 滋賀 宣言
- 11) 中小企業家同友会の理念

(赤石義博氏「同友会理念『自主・民主・連帯』の深い意義と日常実践の課題」)
- 12) 中小企業憲章
- 13) 支部運営に関する諸規定
- 14) 支部・委員会企画稟議評価基準

一般社団法人滋賀県中小企業家同友会 2024 年度組織図

2023年度 大津支部 活動報告

記入者 石川 朋之

| | |
|--------------|---|
| 1. 組織目的 | 企業経営と同友会運動は不離一体 |
| 2. スローガン | 滋賀の未来を担う経営者が育つ環境をつくる |
| 3. 基本方針 | ～不離一体経営の実践で変革の時代を生き抜く～ ① 良い例を学び合う事、自社の課題解決を促進し、組織の活性化を図ります ② 学び方を学び合う事、自社の課題解決を促進し、組織の活性化を図ります ③ 運営委員会の参加率等、支部内でのコミュニケーションは活発化し、よりよい組織になりつつありますが、それが支部全体にはまだまだ広がっていません。また支部会員に魅力的な例えづくりや、入会につながるゲストの参加等、課題を感じます。 |
| 基本方針振り返り | 2023年度目標・計画と方策振り返り |
| 項目 | 目標/結果 |
| ① 純増目標 | 35名/0.5名 目標未達/入会につながるゲストの参加とフォロー体制が構築できていませんでした |
| ② 期末会員数 | 160名/137名 早めの準備、魅力的な例会、質の高いG討論と懇親会、フォロー体制の仕組みに課題があります |
| ③ 例会参加率 | 25%/21.1% ある一定の成果はありますが、2か月前のチラシ作成、声かけがうまくいきませんでした |
| ④ 運営委員出席率 | 85%/75.3% 昨年より出席率が上がり、役得を感じていただけか、自社の課題解決につながっていないか見直す必要があります |
| ⑤ 会員参加率 | 35%/33.4% 多くの会員の方に喜んでもらえるコンテンツが必要で |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 50%/50.1% 利用率を高めるために事前告知、声かけを増やします |

2024年度 大津支部 活動方針

記入者 石川 朋之

| | |
|---------------------------|--|
| 1. 組織目的 | 企業経営と同友会運動は不離一体 |
| 2. スローガン | 滋賀の未来を担う経営者が育つ環境をつくる |
| 3. 基本方針 | ～不離一体経営の実践で変革の時代を生き抜く～ ・不安定な国際社会、物価の高騰、人口減少による市場の縮小、デジタル技術の急速な進展の中で、私たち中小企業を取り巻く環境は日々変化しています。変化の激しい今こそ私達中小企業家は、この環境に適応し成長していくことが求められています。赤字の企業は、黒字へ。黒字の企業は、強い会社へ。強い会社は、地域になくてはならない企業へ。同友会運動を実践し、個人と会社を成長させ、地域経済と地域そのものの活性化を目指していく大津支部にしていきます。 |
| ① 組織目的 | ①良い例え、良いグループ討論、よい懇親会づくり+ゲストフォローの強化を図り、会員数150名を目指します |
| ② スローガン | ②青年部・他支部との関わりを増やし相互刺激で組織の活性化を図ります |
| ③ 基本方針 | ③組織力や経営数字に強い支部を目指します（経営相談会やBS研究会、同友の森等の小グループ活動を活発化） |
| 項目 | 目標 |
| ① 純増目標 | 13名 ①他支部との連携 ②青年部との連携 ③増強につながる例会の開催 (BIG 例会×2) |
| ② 期末会員数 | 150名 |
| ③ 例会参加率 | 30% ①質の高い例会をつくる ②事前計画、ギリギリ禁止 ③確実な動員声掛け (仕組みづくり) |
| ④ 運営委員出席率 | 80% ①年間スケジュールの徹底 (方針発表会でスケジュール帳に記入) ②運営委員会の質を高める③運営委員会にも会員が参加できるような文化 |
| ⑤ 会員参加率 | 35% 会員にとつて、参加しやすく自社の課題解決ができる場をつくりたい |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 50% 運営委員会の積極的な声掛けを実施します |
| ⑦ 不離一体の例会づくり | 各例会動員目標達成 副幹事長を6名選任。6委員会制で運営。2つの委員会をグループ化し、双方の受け持つ例会のサポートと、監査を行い、例会作りの質を向上させる。 |
| ⑧ 経営相談会・BS勉強会・同友の森イベントの開催 | 年3回程度開催 経営に役立つ情報を小グループ活動で勉強する。 |
| 第45回大津支部定時総会 | 5月27日(月) 時～ 会場：旧大津公会堂 |

2023年度高島ブロック活動報告

記入者 北川 渉

| | |
|--------------|---|
| 1. 組織目的 | 同友会に入会したことへの価値を感じる支部運営 |
| 2. スローガン | 信頼できる仲間と共に、集合知を築く。 |
| 3. 基本方針 | ①会員拡大と会員の定着を目指し、支部としての基盤を作る ②自社のことを真剣に考える他者（他社）との関係構築 ③経営者が主体的に学び続けられる空間づくり |
| 基本方針振り返り | 2023年度目標・計画と方策 |
| 項目 | 目標/結果 |
| ① 純増目標 | 5人/▲4人 一定の入会者獲得ができたものの、ゲスト参加後フォローが不足。 |
| ② 期末会員数 | 65人/52人 支部昇格の目的達成後の緩みから、期末での退会者が増えた。 |
| ③ 例会参加率 | 50%/28.4% 後半は参加メンバーが固定化されてしまい、少しマンネリ化。 |
| ④ 運営委員出席率 | 70%/69.5% 前半の勢いが、後半に失速。継続的な取り組みが必要。 |
| ⑤ 会員参加率 | 40%/36% 支部昇格後、委員会への参加を増やすことができた。 |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 60%/58.3% 比較的、高い水準をクリアできた。 |

2024年度高島支部活動方針

記入者 北川 渉

| | |
|--------------|--|
| 1. 組織目的 | 未来に挑戦する会員を応援する |
| 2. スローガン | 「即断即決即実行！高島が動く」 |
| 3. 基本方針 | ①会員企業への困りごとの徹底的なマーケティング ②必要な学びを速やかに届ける ③外と繋がり変革を起こす |
| 項目 | 目標/指標 |
| ① 純増目標 | 9人 ①他支部との連携 ②青年部との連携 ③増強につながる例会の開催 (BIG 例会×2) |
| ② 期末会員数 | 65人 |
| ③ 例会参加率 | 35% ①質の高い例会をつくる ②事前計画、ギリギリ禁止 ③確実な動員声掛け (仕組みづくり) |
| ④ 運営委員出席率 | 70% ①年間スケジュールの徹底 (方針発表会でスケジュール帳に記入) ②運営委員会の質を高める③運営委員会にも会員が参加できるような文化 |
| ⑤ 会員参加率 | 40% 会員にとつて、参加しやすく自社の課題解決ができる場をつくりたい |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 60% 運営委員会の積極的な声掛けを実施します |
| 第2回高島支部定時総会 | 5月15日(水) 17時～ 会場：WEST LAKE HOTEL 可以登楼 |

2023年度 甲賀支部 活動報告

記入者 鶴飼 龍馬

| | |
|--------------|---|
| 1. 組織目的 | 良い経営環境を作るため、自社と地域社会発展のため同友会運動を広めよう |
| 2. スローガン | 地域発展のため、同友会への参加企業を増強しよう |
| 3. 基本方針 | ①同友会の意義を知ってもらう ②参加しやすい例会活動 ③会員同士の輪を広めよう |
| 基本方針振り返り | 新規会員の積極的な例会参加が増え、活気あふれる支部活動になった。 |
| 項目 | 2023年度目標・計画と方策振り返り |
| ① 純増目標 | 目標/結果 振り返り 純増5名/1名 |
| ② 期末会員数 | 55名/50名 |
| ③ 例会参加率 | 25%/20.4% |
| ④ 運営委員出席率 | 70%/56.6% |
| ⑤ 会員参加率 | 30%/25.8% |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 30%/38.0% |

2024年度 甲賀支部 活動方針

記入者 鶴飼 龍馬

| | |
|--------------|---|
| 1. 組織目的 | 地域社会発展のため、中小企業経営者の学びの場として同友会運動を広めよう |
| 2. スローガン | 同友会の意義を広く広報し、学びの場への参加を推進しよう |
| 3. 基本方針 | ①同友会とは何か？を知ってもらう ②興味深い例会活動を告知しよう ③会員の経営課題を集約し、例会活動に反映させよう |
| 項目 | 2024年度目標・計画と方策 |
| ① 純増目標 | 目標 5名 |
| ② 期末会員数 | SNSを通じて興味ある配信で窓口を広げる 会員を通じて例会参加へ一緒に来てもらう |
| ③ 例会参加率 | 既存会員への参加誘導 25% |
| ④ 運営委員出席率 | 日程調整を心がけ 大多数が参加出来るよう 70% |
| ⑤ 会員参加率 | LINEグループへの呼び掛け 30% |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 行事予定確認をLINEからも行う 30% |
| 第11回甲賀支部定時総会 | 5月17日 17時30～20時 会場： 会場： |

2023年度 湖南支部 活動報告

記入者 寺田好孝

| | |
|--------------|--|
| 1. 組織目的 | 会員が、同友会理念に基づいた経営指針の実践により、さらに事業を伸ばし地域経済を活性化させる。 |
| 2. スローガン | 志を高く掲げ、はたらく私たちの幸福と地域の活性化のために、熱く命を輝かせよう！ |
| 3. 基本方針 | ①会員が参加したくなる例会を企画します ②会員同士の交流を促進する地区会を開催します ③運営委員が経営者として成長し会員企業の発展に貢献します |
| 基本方針振り返り | 8回あった例会を4回に減らし、新しく地区会を4回新設した。当初は参加者も多く活性化を見せたが、徐々に目新しさがなくなり参加者が増えなかった。一方で、例会の開催が少なくなったことから、学びの時間が減ってしまい印象を持たれてしまった |
| 項目 | 2023年度目標・計画と方策振り返り |
| ① 純増目標 | 目標/結果 振り返り 20社/▲13社 例会に新規ゲストを呼び込む工夫が足りなかった |
| ② 期末会員数 | 155社/122社 新たな企画に挑戦したが、魅力ある例会・地区会運営ができなかった |
| ③ 例会参加率 | 25%/17.2% 声掛け実施と、広報の拡充に力を入れたが実を結ばなかった |
| ④ 運営委員出席率 | 70%/59.6% 運営委員の懇親を深める取り組みで、徐々に参加者も増えた |
| ⑤ 会員参加率 | 35%/18.2% 小グループ活動委員会により、参加者は増えた |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 60%/53.6% 会員がe.doyuを自主的に操作してもらったことが徐々に定着 |

2024年度 湖南支部 活動方針

記入者 寺田好孝

| | |
|--------------|---|
| 1. 組織目的 | 同友会理念に基づき、会員が指針経営を実践し、地域経済の拡大に貢献することを旨とします。 |
| 2. スローガン | 志を高く掲げ、はたらく私たちの幸福と地域の活性化のために、熱く命を輝かせよう！！ |
| 3. 基本方針 | ①会員が参加したくなる例会と地区会を企画します ②湖南支部の会員が積極的に同友会行事に参加する組織を築きます ③運営委員が経営者として成長し会員企業の発展に貢献します |
| 項目 | 2024年度目標・計画と方策 |
| ① 純増目標 | 目標 20社 前年度より、例会の回数を増やし、例会の種類を明確化する |
| ② 期末会員数 | 155社 各例会・地区会の新規ゲスト5名以上、BIG例会10名以上を目指す |
| ③ 例会参加率 | 25% 会員が参加したくなる例会・地区会の企画、加えて声掛けの徹底 |
| ④ 運営委員出席率 | 70% 運営委員メンバー同士の、腹を割って経営課題を話せる仲になる |
| ⑤ 会員参加率 | 30% 例会・地区会と小グループ活動の連携を強化する |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 60% 会員自らの自主的な操作による回答率向上を進める |
| 第44回湖南支部定時総会 | 5月21日18時～20時 会場：キラリエ草津 |

2023年度 北近江支部活動報告

記入者 小田柿 喜暢

| | |
|--------------|--|
| 1. 組織目的 | 『よい会社』『よい経営者』『よい経営環境』という目的で、それらを実現するための活動や実践方法を各地域の多くの経営者に広めていきたいと思います。 |
| 2. スローガン | 地域社会でキラリと輝く会社づくりをしよう |
| 3. 基本方針 | ① ブロック（長浜・彦根）活動で今まで以上に地域密着を目指します ② 「参加＝従業員・会社・地域の活性化」になるような例会づくりをします ③ 「同友会」を知ってもらい新規会員の増員につなげます |
| 基本方針振り返り | 23年度は各BLでの例会では、支部のメンバー報告者を増やすことができませんでした。他支部などから報告者を呼ぶ前に所属支部の報告者で例会を開催できたことは、地域の活性化につながったと考えます。 |
| | 2023年度目標・計画と方策振り返り |
| 項目 | 目標/結果 振り返り |
| ① 純増目標 | 10%増以上/8%減 振り返り |
| ② 期末会員数 | 7%増以上/10%減 |
| ③ 例会参加率 | 5%増/3%増 |
| ④ 運営委員出席率 | 10%増/70%増 |
| ⑤ 会員参加率 | 10%増/25%減 |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 10%増/6%増 |

2024年度 北近江支部 長浜 BL 活動方針

記入者 中川 繁

| | |
|---------------|---|
| 1. 組織目的 | 人を生かす経営の実践が出来る地域企業を増やしましょう。 |
| 2. スローガン | 仲間同士の支え合いで学びと実践を促進しよう！ |
| 3. 基本方針 | ① 会員を増加させる為、運営委員が計画的・積極的に訪問活動を実行します。 ② 活気ある運営委員会を継続し、ブロック全体の活性化につなげます。 ③ 地域企業に訪問し経営実践を学びます。(会員内外) |
| | 2024年度目標・計画と方策 |
| 項目 | 目標 計画と方策 |
| ① 純増目標 | 10%増以上/ |
| ② 期末会員数 | 7%増以上/ |
| ③ 例会参加率 | 10%増/ |
| ④ 運営委員出席率 | 5%増/ |
| ⑤ 会員参加率 | 10%増/ |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 10%増/ |
| 第21回北近江支部定時総会 | 5月27日 会場：米原市役所コンベンションホール |

2023年度 東近江支部 活動報告

記入者 安井 栄作

| | |
|--------------|---|
| 1. 組織目的 | 経営者として実践できる学び場 |
| 2. スローガン | 自分の成長無くして、会社の成長は無い！ |
| 3. 基本方針 | ① 実践できる学びの提供（例会等） ② 専門性をもった小グループ活動（地区会、研究会） ③ 地域を活性化できる経営仲間を増やす |
| 基本方針振り返り | 期待される同友会活動が十分に出来なかつた。経営者が成長できると感じられる活動をしたい。 |
| | 2023年度目標・計画と方策振り返り |
| 項目 | 目標/結果 振り返り |
| ① 純増目標 | 10名/4名 具体的戦略が立てられなかつた。 |
| ② 期末会員数 | 145名/130名 退会者が沢山出てしまった。 |
| ③ 例会参加率 | 30%/18.5% いつものメンバー。新しい顔が無い。 |
| ④ 運営委員出席率 | 60%/39.9% 早めの周知が出来なかつた。運営委員会の意識を変える必要あり |
| ⑤ 会員参加率 | 25%/22.4% 活動メンバーが少なすぎる。 |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 40%/34.9% カードを作って携帯からでも登録をお願い。効果はまだ無い。 |

2024年度 東近江支部 活動方針

記入者 安井 栄作

| | |
|---------------|--|
| 1. 組織目的 | 同友会活動を活かす経営 |
| 2. スローガン | 学びを実践、成長し続ける企業を目指して！ |
| 3. 基本方針 | ① 実践できる学びの提供（例会等） ② 地域の経営仲間と密になれる小グループ活動（地区会） ③ 地域を活性化できる経営仲間づくり |
| | 2024年度目標・計画と方策 |
| 項目 | 目標 計画と方策 |
| ① 純増目標 | 10名 毎月1名以上の入会者を目標。 |
| ② 期末会員数 | 140名 世代交代企業も増えている。同友会も世代交代で後継者に入会してもらおう。対話をもって退会を減らす努力をする。 |
| ③ 例会参加率 | 25% 良い例会を作る。仲間を連れて来やすい環境を作る。 |
| ④ 運営委員出席率 | 60% 出席必須。運営委員の意識を変える。 |
| ⑤ 会員参加率 | 25% 月に1回は同友会活動（経営の勉強）に当ててもらおうよう促す。 |
| ⑥ e.doyu 利用率 | 40% 利用0の方をターゲットに、地道に声をかけていく。 |
| 第23回東近江支部定時総会 | 5月24日 18時30分～ 会場：ホテルニューオーウミ |

2023年度【女性部】活動報告

記入者 松崎悦子

| | |
|------------|--|
| 1. 組織目的 | 滋賀県中小企業家同友会の目的のもと、女性部会員間の理解と信頼を深め、互いの資質向上を図り、会員企業の振興・発展と同友会運動の発展強化に寄与する事を目的とします。 |
| 2. スローガン | 今こそ女性部 しなやかに躍動 |
| 3. 基本方針 | ①女性部活動を通じた企業づくりや仕事づくりの仲間を増やす ②全員が主体的に学び実践を通じて、リーダーとして成長する ③全国女性部との交流で女性リーダーに学ぶ |
| 基本方針振り返り | 部員が主体性を持って参加出来るよう全員が運営委員として活動、月例会は開催日を固定せず調整、場合によっては複数回開催、もしくは県外女性部活動がある月は開催出来ない月もあった。 |
| 項目 | 2023 年度目標・計画と方策 |
| 目標/結果 | 振り返り |
| ① 部員純増目標 | 8/3 期末部員数 30名を目標としたが期末部員数は21人 |
| ② 期末部員数 | 30/21 4人退部 3人入部 増員のための働きかけが出来ておらず。引き続きメンバー間の信頼関係を深める事に力を注いだ。 |
| ③ 行事参加率 | 90%/56% 参加出来ない人が限定されている傾向が出て来た |
| ④ 運営委員会参加率 | 100%/80% 運営委員会の月次開催が出来なかった |

2024年度 北近江支部彦根ブロック 活動方針

記入者 高橋 陽一

| | |
|---------------|--|
| 1. 組織目的 | 人を生かす経営の実践が出来る地域企業を増やしよう。 |
| 2. スローガン | 仲間同士の支え合いで学びと実践を促進しよう！ |
| 3. 基本方針 | ①新たに仲間を増やして学びと実践の輪を広げよう ②魅力ある例会づくりを通じて学びを充実させよう ③運営委員を中心にブロック内の会員に声をかけよう |
| 項目 | 2024 年度目標・計画と方策 |
| 目標 | 計画と方策 |
| ⑦ 純増目標 | 10%増 DM等を使って広くブロック内の企業に宣伝する。 |
| ⑧ 期末会員数 | 7%増 同上 |
| ⑨ 例会参加率 | 5%増 例会等の声かけを徹底する。 |
| ⑩ 運営委員出席率 | |
| ⑪ 会員参加率 | 10%増 例会等の声かけを徹底する。 |
| ⑫ e.doyu利用率 | 平均60% 例会等の声かけの際に利用を促す |
| 第21回北近江支部定時総会 | 5月27日 会場：米原市役所コンベンションホール |

2024年度【女性部】活動方針

記入者 宮川絵理子

| | |
|------------|--|
| 1. 組織目的 | 滋賀県中小企業家同友会の目的のもと、女性部会員間の理解と信頼を深め、互いの資質向上を図り、会員企業の振興・発展と同友会運動の発展強化に寄与する事を目的とします。 |
| 2. スローガン | 大きな挑戦、更なる躍動！ |
| 3. 基本方針 | ①女性部活動を通じた企業づくりや仕事づくりの仲間を増やす ②全員が主体的に学び実践を通じて、リーダーとして成長する ③全国女性部との交流で女性リーダーに学ぶ |
| 項目 | 2024 年度目標・計画と方策 |
| 目標/指標 | 計画と方策 |
| ① 部員純増目標 | 6人 主催行事にゲストを誘う、他団体との交流を図る 近畿圏女性部合同例会開催となった事を活かす |
| ② 期末部員数 | 27人 2023年期末21人 + 6人 = 27人 |
| ③ 行事参加率 | 80% 近畿圏女性部合同例会に向けて、主体的な参加を促す |
| ④ 運営委員会参加率 | 80% 開催日を年間で固定する、メンバー間でフォローし合う |

会員資格及び会費等に関する規程（案）

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、会員の資格及び会費等に関する事項の取り扱いについて定める。

(定めのない事項)

第2条 この規程に定めのない事項については、理事会において規則をもって定めるものとする。

第2章 会員資格

(定義)

第3条 定款第7条に定める中小企業家またはそれに準じる者とは、次の者をいう。

(1) 本店を日本国内に置き、事業を営営する者

① 事業とは、営利法人（株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社）及び公益法人（学校法人・医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・公益社団法人・公益財団法人）、一般社団法人、協同組合、工業法人（弁護士法人・税理士法人・社会保険労務士法人など専門資格士が法律によって設立することができる法人をいう）、個人事業等を営むことを指す。ただし、特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人、一般財団法人の入会については、業種業態が多様であることから、その事業内容を精査し、その都度理事会にて決定する。

② 事業を営営する者とは、上記法人においては取締役・執行役・社員・組合長・理事・CEO（最高経営責任者）・COO（最高執行責任者）・相談役・顧問などをさし、個人事業においては代表者を指す。

(2) 法人、個人を問わずその事業の後継者として経営者が認知している者

(3) 一事業所の責任者としてその事業所の管理監督、運営責任を持っている者

(4) 保険会社の外交員であって、自己の裁量で営業活動その他事業を行うことができ、必要な経費を支出することができる者

(5) 金融機関の支店ないし営業所の長たる者

(6) 大学・大学院・短期大学・専門学校・専修学校の教員であって、自己の裁量により勤務する者。

(会員資格)

第4条 前条に定める者は会員資格を有する。

2 次の各号の一に該当する者は、前条に定める要件を充たしていても、会員資格を有しない。但し、本規程の制定前に理事会の承認を得て入会している者は会員資格を有する。

- (1) 定款第7条第2項に定める反社会的勢力の一員と認められる者。
- (2) 信用調査を主たる業務にしている企業の経営者ないしそれに準じる者
- (3) 公序良俗に反するおそれのある事業を営む企業の経営者ないしそれに準じるもの（個人事業主を含む）
- (4) 当会において除籍された元会員（ただし、会費の滞納により除籍された会員については、滞納会費を全額支払った者をのぞく）
- (5) 個人事業者のうち所属する企業・団体の従業員としての身分を持ち、組織的経営をめざすことができない立場にあり、経営者としてみとめられない所得税法上の個人事業者。
- (6) 本会と同趣旨の事業を営む団体の経営者並びに経営担当者。ただし、理事会から承認を受けた団体については、この限りではない。
- (7) マルチ販売、ねずみ講或いはそれに準じる仕組みを有する事業を行う経営者並びに経営担当者
- (8) 自ら事業を行っていない社員、従業員。

(会員交代)

第5条 会員が同一企業の他の者と交代する場合は、その旨を事務局に届け出るものとする。

2 交代する者は、前条に定める入会資格を有する者でなければならない。

(会員の権利及び義務)

第6条 会員は、いずれかの支部に必ず所属するものとする。

2 所属することができている支部は原則、企業の本社もしくは営業所が属する市町村を担当する支部とする。

3 理事会で承認を得た場合には、会員の自宅が所在する市町村を担当する支部もしくは、紹介者の所属する支部に属することができる。

第3章 入会の手続き

(入会手続)

第7条 入会を希望する者は、会員1名以上の推薦を受け、入会申込書に会費の自動振替依頼書に必要事項を記入したものを添えて申し込むものとする。

2 入会の承認は、入会申込書の提出のあった日から直近の理事会にて行う。

3 会員たる資格は、前項の承認があった日から生じる。

第4章 入会金・会費

(入会金・会費)

第7条 会員は、次の入会金・会費を支払うものとする。

- ① 入会金 金 20,000 円 (但し、入会時のみ徴収する)
- ② 会費 年額 84,000 円 (月額 7000 円)

2 再入会をする者であって、退会日から1年を経過していない者については、入会金を免除する。

(会費納入期限)

第8条 前条に定める会費は、下記のとおり3か月分ごとに前納するものとし、自動振替依頼書で指定された銀行口座から自動引落で徴収する。

- 第1期分 4月振替 (4月・5月・6月度会費)
- 第2期分 7月振替 (7月・8月・9月度会費)
- 第3期分 10月振替 (10月・11月・12月度会費)
- 第4期分 1月振替 (1月・2月・3月度会費)

2 自動振替をする日は、振替月の5日前後とする。ただし、期中に入会した場合はその都度、指定する。

(退会時の会費の取扱い)

第9条 退会にあたっては、退会申請日が該当する四半期中のいずれの日であっても、該当する四半期の会費は支払わなければならない。すでに支払われた会費については返還しない。

(未納会費の取納)

第10条 会費の納入期限を過ぎても会費が納入されなるときは、次の手順で徴収する。

- (1) 事務局より支部長に報告し、事務局と支部長が本人に口頭もしくは書面にて督促する。
- (2) 前号の督促を行っても入金がない場合、会費の未納機関が二期分になる前に、事務局と支部長があらためて本人に口頭もしくは書面にて督促する。
- (3) 二期分の滞納により会員資格を喪失した後も、滞納分の会費については督促する。

(返金)

第11条 入会金はいかなる場合でも返金しない。

第5章 退会

(退会)

第12条 会員はいつでも退会することができる。

(退会手続)

第13条 支部は、次に定める退会手続を行う。

- (1) 支部長は、理事会に対し、退会を申し出た会員の退会の承認申請をするものとする。
- (2) 理事会は、上記の申請を承認する。
- (3) 理事会の承認をもって、退会手続は完了する。

第6章 除籍

(除籍事由の調査)

第14条 総務会は、会員に定款記載の除籍事由があると思量する場合には、その会員の所属する支部に除籍事由の調査をさせなければならない。

- 2 総務会は、前項の調査の補佐のため、当該会員の所属する支部以外の会員に調査を囑託することができる。
- 3 第1項の調査を行った支部は、支部運営委員会での審査を経て、調査結果及び除籍事由の有無についての意見を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事会は、前項の報告に基づき、当該会員の除籍を決議する。

(弁明の機会の付与)

第15条 会員を除籍するには、当該会員に対し、除籍決議がなされる理事会の開催日の1週間前までにその旨及びその理由を通知し、かつ、理事会決議の前に弁明の機会を与えなければならない。ただし、除籍の理由が会費の滞納である場合にはその限りではない。

- 2 弁明の際は、当該会員は、弁明のために代理人を選任することができる。

(除籍手続)

第16条 理事会において会員の除籍決議が採決された場合には、事務局は速やかに当該会員の除籍手続を完了し、その旨を当該会員に対し告知する。

第7章 資格停止、戒告及び資格の回復

(資格停止・戒告事由の調査)

- 第17条 総務会は、会員に定款記載の資格停止・戒告事由があると思考する場合には、その会員の所属する支部に資格停止・戒告事由の調査をさせなければならない。
- 2 総務会は、前項の調査の補佐のため、当該会員の所属する支部以外の会員に調査を囑託することができる。
- 3 第1項の調査を行った支部は、支部運営委員会での審査を経て、調査結果及び資格停止・戒告事由の有無についての意見を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事会は、前項の報告に基づき、当該会員の資格停止あるいは戒告の決議をする。

(弁明の機会の付与)

- 第18条 会員の資格を停止し、あるいは戒告するには、当該会員に対し、資格停止・戒告決議がなされる理事会の開催される日の1週間前までにその旨及びその理由を通知し、かつ、理事会決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 前条の通知をし、または弁明の機会を与えたにもかかわらず、会員が弁明を行わない場合は、理事会は弁明の手続きを経ず決議をすることができる。
- 3 弁明の際は、当該会員は、弁明のために代理人を選任することができる。

(資格停止・戒告手続き)

- 第19条 理事会において会員の資格停止あるいは戒告の決議が採択された場合、理事会は速やかに当該会員の資格を停止しあるいは戒告処分をして当該会員に対し告知する。

(資格の回復)

- 第20条 会員が理事会決議により資格回復が認められたときは、その停止した資格が回復する。

第8章 所属支部の変更

(支部移籍)

- 第21条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、支部移籍を申し出ることができる。
- (1) 既所属支部の対象地域が、事業所や自宅の所在地と異なるため、事業所や自宅を対象地域としている支部に移籍する場合
 - (2) 事業所や自宅が移転したため、移転先を対象地域としている支部に移籍する場合
- 2 支部移籍は、所属支部の運営委員会の確認を得た後、移籍先支部の運営委員会の確認をもって完了する。

第9章 改廃

(改廃)

- 第22条 この規程の改廃は、第4章入会金・会費の規程を除き、理事会の決議による。
- 2 第4章入会金・会費の規程の改訂は、社員総会の決議による

附則

(施行期日)

この規程は、本法人設立の日（2024年4月23日）から施行する。

組織体制に関する規程

第1章 総則

(業務分掌)

第1条 この法人は、その業務を分掌させるために、以下に掲げる会及び部を置く。

- (1) 総務会
- (2) 本部
- (3) 支部
- (4) 委員会
- (5) 青年部
- (6) 女性部

(組織の設置、新設及び改廃)

第2条 前条の会および部は、理事会の決議により設置しなければならない。
2 業種別部会等、前項以外の組織については、理事会の決議により新設又は改廃することができる。

第2章 組織体制

(総務会)

第3条 総務会は、代表理事、副代表理事、専務理事、事務局長で構成し、この法人の総務全般を統括し、運営管理や活動全般にかかわる調整及び各部の連絡にあたるものとする。

2 総務会は、理事会に先立ち開催し、理事会の議題を検討する。

(本部)

第4条 法人が全体として取り組むべき課題を調査、検討し、運動を推進するため、必要に応じて本部を設ける。

2 本部は、理事会の方針に基づき、法人が全体として取り組むべき活動や運動を推進する。

3 本部の構成員は、理事会において決定する。

(支部)

第6条 この法人に支部を設ける。

2 支部は、会員が所属する最も基礎的な組織であり、会員の学びと交流の場

として自主的な活動を推進する。

(委員会)

第7条 この法人に運営委員会に分類する委員会と、専門委員会に分類する委員会を設置する。

2 組織運営に関わる委員会は運営委員会に分類し、会内外に向けた運動・活動・運営を円滑に進めるために、その役割を担うものとする。

3 運営委員会は、各支部の運営委員から選出された運営委員で構成する。

4 会員の経営改善に資する活動を進める委員会は専門委員会に分類し、各種経営課題に対処する役割を担うものとし、登録を希望する会員で構成する。

(青年部)

第8条 滋賀県中小企業家同友会の目的のもと、青年経営者の資質の向上を図り、会員企業の振興・発展と同友会運動の発展強化に寄与することを目的として青年部を設置する。

2 青年部の入会資格、運営等については、青年部会則により定める。

(女性部)

第9条 滋賀県中小企業家同友会の目的のもと、女性部会員間の親睦と、資質の向上を図り、会員企業の振興・発展と同友会運動の発展強化に寄与する事を目的として女性部を設置する。

2 女性部の入会資格、運営等については、女性部規約により定める。

第3章 改 廃

(改廃)

第10条 この規程の改廃はこの法人の理事会の決議による。

附則

(施行期日)

この規程は、設立の日 2024 年 4 月 5 日から施行する。

2023 年度滋賀で一番大切にしたい会社受賞企業レポート

宮川バネ工業株式会社 代表取締役 宮川草平氏



[自己・自社紹介]

弊社は 1953 年に私の祖父が大阪で創業し、滋賀に移転してきました。私は 2014 年に三代目として事業承継し、今年でちょうど事業承継から 10 年経ちます。弊社は労働環境の改善に特に力を入れており、2017 年に滋賀県では 3 社目のユースエール認定を受けました。ユースエール認定とは若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。平均有給日数や平均残業時間数、新卒社員の定着率などいくつか条件がありますが、社員と一致団結して滋賀県としては早い時期に認定を受けました。ユースエール認定の他には、障がい者の雇用の促進が優良な中小事業主として、もにす認定もいただきました。新卒採用と障がい者雇用という点において、弊社は先進的な取り組みができていると感じています。

[事業承継]

私は現在 45 歳で、子供の頃から滋賀で育ち、大阪の大学を出た後に結婚し、農業や小売り店勤務などを経験して宮川バネに戻ってきました。「会社は三代目がつぶす」と言いますが、私がまさにそのボンクラ三代目です。今日はボンクラ三代目が同友会で学びを得て、どのように企業変革を行ってきたかをお伝えしたいと思います。

若い頃の私はとにかく働く意欲がなく、事業承継についても全く考えていませんでした。会社の状況も芳しくなく、リーマンショックの影響で売上が 8 億円から 4 億円にまで下がっていました。自己資本比率こそ 50% あったものの利益率がとにかく低く、人材の退職が相次ぎ、3~40 代の中堅社員の層がきわめて薄いような会社でした。組織体系としても複雑で、私もこんな会社は継げないと強く思っていましたし、先代社長も M&A の道を模索していました。

会社の買取手が無事見つかり、デューデリジェンスなど手続きを進めていく最中、買取手の方から「宮川さんは本当にこの会社のことが好きなんですね」と言われたことが私の人生を大きく変えることとなりました。よくよく考えてみれば、私の祖父が創業したこの会社は創業 60 年になり、社員や取引先など多くの人の想いが詰まった存在であることに気が付きました。それから数カ月ほど悩みながらも、私は自分の意志で宮川バネの事業承継をすることを決意しました。2014 年 7 月に事業承継を行い、宮川バネを未来に残していくために行動しました。

[経営指針成文化]

事業承継したと同時に、私は同友会に入会しました。私の最も優れているところは自分がボクラ経営者だと自覚していることで、同友会で学んだことは全て自社で実践していきました。まず取り組んだのは経営指針の成文化でした。経営指針を創る会を受講し、「何のために経営をするのか」や「地域への姿勢」など OBOG から厳しい指摘をいただきながらも指針書を創り上げていきました。成文化した後には指針発表会も行いましたが、社員の反応はあまり良くありませんでした。経営指針を発表してから社員の不満が続々と爆発し始め、事業承継から 2 年で 7 人の社員が退職しました。経営指針が具体性や戦略性に欠ける内容で、社員が未来や希望を抱くことが出来なかったからだと思います。同友会の例会報告などで、指針発表会をしてもすぐには理解を得られないと知っていたので、あまり落ち込まずに 10 年かかるつもりで継続していきました。

[社員の声を聴く]

次に実施したのは社員との個人面談で、これも同友会の先輩から教えていただいたことでした。社長は絶対に反論しないことを大前提に、40 人の社員全員と時間無制限で面談を行いました。10 分ほどで終わる社員もいれば、長年のうらみつらみを何時間も話してくれる社員もいました。面談を通して分かったことは、会社としての軸が定まっていなばかりに社員それぞれの会社を良くしたいという思いが繋がらずバラバラに行動して、それが不満につながっているということでした。社長から社員に話す機会を持つために、月に一度の勉強会も開催していきました。月次決算の公開やハラスメントに対する学習などを行いました。

社員の声を聴くというところでは、2 種類の社員満足度アンケートも取り続けています。一つは同友会の「滋賀いち」アンケートで、もうひとつは会外の社員満足度アンケートです。結果を見てみると、弊社の社員は休みや給料にあまり不満がなくて、社員共育に不満が集中していることが分かりました。社員からいただいた意見はひとつひとつ経営指針書に落とし込んでいき、少しずつ改善することで、社員満足度も高まっていきました。

[採用活動と経営戦略]

私が次に同友会で学んだのは採用活動です。同友会には新卒採用に取り組むことで企業変革を目指す、共同求人活動というものがあります。弊社は非常に良い労働環境が整っているということを武器に、ホワイト企業であることを前面に押し出した採用活動を続けていきました。これまでの努力の甲斐もあって、ほぼ毎年 10 人ほどのなかから 1 人か 2 人を選んで採用ができるという状況になり、SWOT 分析に採用・定着が強いという部分が追加されました。人手不足が解消したことで、商売の方にも変化がありました。この頃の大手メーカーは無人化・機械化を推し進めており、人手が必要な仕事をどんどん外注していく流れになっていました。採用・定着が強みに変わった弊社は、これらの仕事をどんどん引き受けて売上を伸ばすことができました。「採用・人材共育を武器に、人手不足で行き場のない仕事を適正価格で受注する」これが弊社の経営戦略です。社員と対話の機会を持ち、内部と外部の環境分析を反映することで、初めて自社の経営指針が完成しました。現在では指針書をもとに各部門のリーダーが連携を取り、組織としても非常に強くなることができました。私も日常業務はほとんどノータッチになりました。

[同友会ってどういう会]

同友会には三つの理念があります。①三つの目的、②自主・民主・連帯の精神、③国民や地域と共に歩む中小企業です。同友会はこの理念の実現のために三つの活動を行う会です。

まず一つは経営指針の成文化です。これは経営者の思っていることを文章にして、社員と対等に話し合うベースを作るということです。経営者と社員は持っている情報の違いから、対等な話し合いが成り立ちません。

経営指針書をもとに、社員と批判や議論を繰り返しながら指針書を毎年更新していくことで、初めて全社一丸経営となってよい会社を目指すための経営指針書になっていくわけです。

次に社員共育です。同友会の社員共育は、成文化した指針書を社員と一緒に実践していくことです。よく同友会で「指針書を発表したら社内が無茶苦茶になった」というような話を聞きますが、本当はそれが一番正しい道なのです。経営者と社員がお互いに考えていることをぶつけあって、自社の在り方や目指す先を真剣に考えることで初めて経営者と社員が共に学んでいくことができます。弊社の場合は、指針発表の後の個人面談が社員共育のスタートでした。個人面談で出た不満を、「私の指針書では全然共感されないんだ。伝わっていないんだ」と思いながら指針書に反映していきました。結局のところ、会社の利益の源泉とはビジネスモデルと社員のやる気です。社員教育で得られるスキルや人間性は大切ですが、所詮は利益を上げるための手段に過ぎません。指針経営によって経営者と社員が共に育ち合うことこそが会社を強くしてくれるのです。

最後は共同求人活動です。共同求人活動を平たく言うと、指針経営で創り上げてきた“よい会社”を地域にアピールすることです。共同求人活動では、新卒採用に取り組みながら「学生に選ばれる会社って何だろうな」を徹底的に考えていきます。そこから自社に足りないものを少しずつ企業変革で培って行って、外部に発信することで採用ができるというものです。共同求人は指針経営の実践と外部への発信力が問われる活動であるといえます。

同友会理念に基づいた三つ活動、①経営指針成文化、②社員共育、③共同求人活動を三位一体で行うことが同友会運動であると私は考えています。三位一体の活動はそれぞれがすべて繋がっていて、指針成文化だけとか、社員教育で研修にだけ出すとか、そういったつまみ食いでは意味がないです。

[まとめ]

10年間、愚直に同友会で学んできたことを自社に落とし込んできましたが、同友会の最も素晴らしいところは再現性があることです。よくあるセミナーの天才的な経営者の話と違って、同友会の活動は真似ができます。経営指針成文化も社員共育も共同求人もすべてが真似できます。私のようなボンクラでも、同友会の学びを実践し継続することで、本当に会社がよくなりました。宮川バネを未来に残していくためにも、地域のためにも、これからも同友会運動を続けていこうと思います。

2024年3月28日東近江支部3月例会でのご報告を基に事務局作成

始めに)

中同協は「モデル企業を多数輩出していますか?」という事を、各同友会に対して提起しています。モデル企業の輩出は、その企業自身にとってブランド価値が生まれ、社会的に認知された企業として外部統制が働きます。また地域にとっては、企業が具体的な行動や姿を通して地域貢献することで、雇用や地域振興の支えとなります。またこれから「指針経営」の確立を目指す企業にとっては自社の「理念」の外部発信の具体的な目標・指標として役立ちます。一朝一夕に確立するものではないかもしれませんが、制度として浸透・定着することにより、滋賀同友会と会員企業、そして地域にとって非常に有意義な取り組みとなると言えます。

概要)

同友会理念、労使見解に基づく企業作りを進めている企業を滋賀同友会が認定し、広報する。

認定)

自薦あるいは、支部、委員会からの推薦により理事会が判断し、認定する。認定期間は特に設けないが、認定年度を明記し、原則として年次更新する。認定された企業は、モデル企業として各種取材、報告などの依頼を受ける。このような取り組みに対して滋賀同友会は一定の援助を行なう。また同友会が発行する「モデル企業認定マーク」を自社のパンフレット、HPなどで使用することが出来る。(「滋賀でいちばん大切にしたい会社」として紹介する場合があります))

認定の基準については別途定める。

モデル企業の認定の際には、指標項目のどれに当たるか(あるいは複数の項目)、具体的にどのような取り組みがなされているかなどの認定説明を伴うものとする。

認定の前提として下記の項目が求められる。

- ・最近において、反社会的・非社会的な企業行動が認められないこと。
- ・健全な財務体質を有していると認められること。
- ・創る会卒業生か、それと同等の理念を有していること。

モデル企業カテゴリー)

モデル企業とは、下記のいずれかのカテゴリーに於いて、社会的に認知されていると認められる企業を言う。重複申請も可能ですが、それぞれ個別に審査します。

- 1) 「暮らしに根ざす仕事」を生み出す努力をしている企業。
- 2) 地域において雇用を積極的にすすめている企業。
- 3) 地域、社会、文化の発展に貢献している企業。
- 4) 企業の連携、連帯に尽力している企業。
- 5) 社員共育に尽力している企業。
- 6) 世界の中小企業と連携・共生を強めている企業。
- 7) 地球環境の保全に貢献する企業。
- 8) 女性、障がい者、高齢者、外国人の雇用を進め共生社会を目指す企業。
- 9) 農林水産業の振興に寄与する企業。
- 10) 社会教育に積極的に参加する企業。
- 11) 伝統的技能、技術を承継する企業。

認定基準)

- 共通項目
- ・過去5年以内で、反社会的・非社会的な企業行動が認められないこと。
 - ・過去3期中、2期以上が黒字である事。
 - ・企業経営の中身が同友会理念に基づき一定の基準に達していること。
 - ・原則として「滋賀いちアンケート」(別紙・あるいはそれに代わる調査)を実施していただけの事。
- 個別項目
- それぞれのモデル企業カテゴリーにおける備えるべき要件
- 1) その取り組みがマスコミなどで取り上げられている事。(あるいはそれにふさわしい内容であること)
 - 2) 派遣社員比率が3割以下の事。毎年定期または臨時採用をしている事。退職率(期末人員/期首人員)が+であること。
 - 3) 単独で、あるいはグループの中心となって地域貢献事業を進めていること。寄付行為だけでは該当しない。
 - 4) 同友会、組合、新連携、行政支援対象企業グループなどの中核を複数年以上になっており、来年度も継続する予定である事
 - 5) 社内で、全社員を対象とした共有システムがあり、毎月2時間/人以上開催されている事。
 - 6) 海外の企業と単なる取引だけではない定期的な交流があり、5年以上継続している。
 - 7) 環境マネジメントシステム(ISO、EMSなど)を認証取得しており、さらに特徴的な環境改善活動を推進している。
 - 8) 障害者雇用率5割以上、または、女性役職者が複数名存在する、または65歳以上で1年以上の期間の雇用契約を結んでいる社員が複数名存在する。また、それぞれが継続するために特徴的な取り組みを行なっている。
 - 9) 農林水産業に携わっている、あるいは関連の商材を扱っていると言う事ではなく、農林水産業の抱える課題を解決するための取り組みをビジネスとして、あるいは地域貢献として取り組んでいる事。
 - 10) 学校での中小企業問題などを含めた、教育事業に携わっている、あるいは自社(グループを含む)で地域の構成員に対する社会教育事業に携わっている事。ビジネスとしての教育事業のみは省く。
 - 11) およそ100年を超えて続いている業種・製品を、基本的に維持・継続してきており、今後も革新をしながら、維持・継続しようとしている企業。

| | | | |
|-----|--|-------------|--|
| | | 会社名 | |
| 日 時 | | 氏 名 (任意) | |

| | | |
|--------------------------------------|-----------|--------|
| ・あなたはこの会社で働けてよかったと思いますか？ | | |
| そう思う | どちらとも言えない | そう思わない |
| それはどのような理由からですか？ 出来るだけ具体的にお答え下さい。 | | |
| | | |

| | | |
|--|------------|--|
| ・あなたご自身は一年前と比べて成長したと想いますか？ | | |
| 成長したと想う | あまり成長していない | |
| 成長したと思う点を、出来るだけ具体的に教えて下さい。 また成長していないと思われる場合、その原因は何でしょう？ | | |
| | | |

| | | |
|--|----------|--------|
| ・あなたの幸せ度は一年前と比べて | | |
| より幸せを感じる | あまり変わらない | 不幸になった |
| あなたがより幸せになるためには、何が必要だと思えますか？ 出来るだけ具体的に教えて下さい。 | | |
| | | |

| | | |
|----------------------------|-----------|--------|
| ・あなたはこの会社でこれからも働きたいと思えますか？ | | |
| そう思う | どちらとも言えない | そう思わない |

- ★このアンケートは社内外を問わず他の人に見せる事はありません。安心してご記入下さい
- ★記名は御自由ですが、最初の質問に「そう思う」とお答えいただいた方にはインタビューをさせて頂く場合がございますので、是非ご記名いただければと思います。
- ★書き終わりましたら、ホチキス止めなどして頂いてご担当者までお渡し下さい
- ★よりよい会社にしていくためのアンケートにご協力、誠にありがとうございました。

中小企業憲章

閣議決定 平成22年6月18日

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これ乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつきやすい場で

ある。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいえるべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増

幅する。

二. 起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。

三. 創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。

四. 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五. セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・地方自治体との連携を一層強める

- ・政府一体となって取り組むこととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一. 中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二. 人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三. 起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四. 海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支

援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五. 公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六. 中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開へ

の支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

【参考資料】

赤石 義博 元中同協会長「同友会理念「自主・民主・連帯」の深い意味と日常実践の課題」

| | 自 主 | 民 主 | 連 帯 |
|---|--|---|---|
| 第一層 (会内でのあり方) | 入会も退会も個人の意志 決定による | ボスを作らない、全ての 会員が主体者 | 個人個人が尊重される団 結 |
| 第二層 (社会との関係) | 自主性を損なうような特 定の関係を排除 | 民主的ルール尊重精神の 一般化 | 中小企業の地位向上に他 団体とも協力 |
| 第三層 (本来的深い意味) | <p>個人の尊厳性の尊重</p> <p>人間はそれぞれ「かけが えのない人生」をもって おり、それだけでも個人 として尊重されねばなら ない。</p> <p>「個人の可能性」</p> <p>全ての個人は、同時に何 らかの才能の可能性をも っている。その可能性を 見つけだし、どれだけ伸 ばしきるかも、人間らし く生きる充実度の一つで ある。これを「題名のな い伸縮自在の袋」と名付 けている。</p> | <p>生命の尊厳性の尊重</p> <p>にその根源がある。人間 の命の重さに軽重はな い。全ての人間の命の重 さは同じである。</p> <p>そこから。</p> <p>「平等な人間観」</p> <p>が生まれ、更にそこから 一人一票という民主主義 の原則が生まれてきた。</p> | <p>人間の社会性の尊重</p> <p>人間はある時から群れ (おれ)をつくることに より、生きることをより 確かにしてきた。そうし た何万年・何十万年の体 験から協力し合う事の重 要さと基本的な行動様式 として、社会性を身につ けた。</p> <p>「人間的信頼関係に立つ 当てにし当てにされる関 係」づくり</p> |
| 第四層 (第三層の深い意味 を具体的に実践す る事の普遍的意味) | 人間らしく生きる | 生きる | くらしを守る |

- ①第一層と第二層の意味については、中同協発行のパンフレット「同友会運動の発展のために」に詳しく述べられておりますから、そちらを参照して下さい。
- ②「21世紀型企业づくり」の根幹となる「人づくり」に当たっては、「自主・民主・連帯」の持つ深い意味をしっかりと自分のものにしていくことが大切と思います。上の表の第三層・第四層の意味でも確認できるように、「自主・民主・連帯」とは人類が誕生して以来一貫して求め続けてきた切実で現実的な課題であります。

同時に人類にとって究極の課題でもあります。これは誰も否定できない普遍性を持っており、従って「同友会理念」に立った真に「同友会的な人育てのありかた」には、誰もが納得できる説得力があるのです。しかも、人間が行動を起こす時には必ず動機がありますが、その最も大きな動機となるのは「自主・民主・連帯」の第三層の存在に気づいて挑戦し始めたり、心を揺さぶられ意義を感じたときと言えます。

例えば「自主」の第三層（私は「題名のない伸縮自在の袋」と名付けています）の存在に共に学ぶ中で気づかせ、自らの袋に題名をつけ、より大きくすることに自分の人生の意義を感じて挑戦を始めたり、「連帯」の第三層である「人間の社会性の尊重」具体的には自分の働きや気遣いが「他人（ひと）様に喜ばれ、感謝される」ことに、自分自身の喜びや誇りを感じる事が出来れば、やがて人間（社員）は自立的・能動的に動き出し、アメやむちと無縁の「情理の効率」を発揮することになるでしょう。

従って、社員が育ちその事によってすばらしい企業に成長している同友会会員の日常には、必ず同友会理念が具体化され生かされています。どんなことが同友会的であるのかを確認し、それを基本に自社で自分ができることは何かを考え、実践につなぐことが学びの大切なポイントと言えます。

* 詳しくは、赤石義博著『「非情理の効率」を上回る「情理の効率」を』（1999年鉦脈社刊）第二部第三章、並びに同じく同『「経営理念」人と大地が輝く世紀に』（2001年鉦脈社刊）一章及び四章をご参照願えれば幸いです。

Youtubeで故・赤石義博さんのご講演動画を公開しています



中小企業家同友会全国協議会 第 20 回障害者問題全国交流会 IN 滋賀 宣 言

人を生かす経営の実践で幸せの見える共生社会の実現を！

私たちは10月17～18日の二日間、「人が輝くから企業が輝く、地域が輝く！」をメインテーマに、第20回障害者問題全国交流会を滋賀の地で開催しました。

「この子らを世の光に」という「障害児者福祉の父」と呼ばれた故糸賀一雄氏が遺した思想や、誰もが埋もれることがない社会の創造を目指した糸賀氏の足跡に学びました。1日目の6つの分科会の学びを持ち寄り、全体会で「真の共生社会の実現を目指して」をテーマに討議を深め、国民や地域とともに歩む中小企業として、「人を生かす経営」の実践が「幸せの見える共生社会」の実現につながるのの共通認識を得ました。

共生社会とは、誰かにとってよい社会ではなく、すべての人にとってよい社会です。その実現のためには社会的に不利な状況にある人たちの諸問題を捉え、状況を理解し、障害や障壁を取り除く絶え間ない努力をすることが必要です。そして、誰もが個々の「幸せ」に向けチャレンジし、その幸せを共有できる環境を創造することは、経済を牽引する力であり社会の主役である中小企業の大きな使命とも言えます。

中小企業家同友会全国協議会は、本年設立50周年を迎えました。障害者問題委員会は、国際連合が1981年に国際障害者年を位置づけるのに先立ち、各同友会では障害者を取り巻く諸問題の解決に取り組み、1982年に中同協で障害者問題委員会を設立し、当初から共生社会の実現をめざしてきました。

障害者問題全国交流会は1983年に第1回を滋賀で開催し、優れた経験を交流し教訓を積み重ね、第20回の節目に再びこの滋賀の地に集いました。この会場は2002年に「21世紀におけるアジア太平洋地域の障害者のためのインクルーシブで、バリアフリーな、かつ権利に基づく社会の促進」という目標を推進する「びわこミレニアム・フレームワーク」という第二次「アジア太平洋障害者の十年」推進のための政策文書が採択された会場であり、ここに集うということは歴史的にも意味があると言えます。

また、2015年に国連では「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択しました。SDGsは「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」ことを基本理念としています。世界の潮流からも運動のより一層の推進が求められています。

中同協では「同友会運動の将来展望(10年ビジョン)」を発表しました。「同友会理念を会内外に広め、すべての人々がその持てる能力を発揮できる社会環境をつくるため、諸課題の解決に向けて世界的な視野と視座で考え、地域に立脚して取り組むことをここに表明する」とあります。

このように私たちの運動は、「人を生かす経営」の根幹をなし同友会運動の真髄であるとの誇りのもと、人を生かす経営を実践し、地域に広げるとともに、世界にも発信していく必要があります。私たち中小企業家は、「幸せの見える共生社会」の実現を見据え、絶え間ない実践を続けることを誓い、本交流会の宣言とします。

2019年10月18日
第20回障害者問題全国交流会 IN 滋賀

第1回人を生かす経営全国交流会アピール

私たちは、「人が育つ企業と地域をつくる～「労使見解」の精神を柱にした企業の総合的実践をすすめよう」のテーマのもと、11月20日～21日の両日にわたり、「人を生かす経営全国交流会」を、近江商人発祥の地・滋賀で開きました。折しも、景気が一気に後退局面を迎え、世界的な信用収縮や円高等、内外情勢が激しく揺れ動き、経営環境がますます厳しくなる中で本交流会は開催されました。

本交流会は、「中小企業における労使関係の見解」（1975年発表、以下労使見解）の精神の普及と労働環境改善、経営指針成文化運動を担当する経営労働委員会、社員をパートナーに共に育つ企業づくりを進める社員教育委員会、地域に人を残し、新卒採用ができる企業を増やしていく共同求人委員会の三委員会が担当し、同友会がめざす企業のありようを真剣に論議し、謙虚に学びあいました。

私たちは厳しい状況の中でこそ、労働環境を整備し、経営者は経営姿勢を確立し、明確な経営指針のもとに労使の信頼関係を築くことが何よりも大事であると説いた「労使見解」の精神を再確認することができました。

競争至上主義の経済社会が破たんしはじめ、経済活動は国民の暮らしのためにこそあるべきとの認識が高まってきました。その中で私たちは、中小企業こそが、国民の暮らしを支え、地域に活力をもたらす、日本の未来の担い手であるとの自覚をいっそう高める必要があります。これは、同友会が提唱してきた「21世紀型中小企業づくり」が、さらに強く求められる時代となってきたということでもあります。

そのためには同友会で学び、経営指針を作り、社員と共に育ちあい、若者に雇用の場を与えながら新たな事業を切り開いていく、全社一丸の経営の実践が何よりも大切であるとの確信を深めることができました。

私たちはいつも地域の発展と平和で民主的な、人間尊重の社会を願っています。そのために経営者が学び続け、自己変革を図り、企業を改革していく努力を惜しんではならないと考えます。

安定した持続可能な社会へ向けて、国民の70%以上の雇用を担う中小企業が元気になること、そのためにも小さな仕事づくりを始めやすくする仕組みを、地域（行政、研究機関、金融機関など）とともに考え、行動していくことが求められています。

これらの時代の要請にこたえるため、私たちは1993年に提起された「21世紀型中小企業づくり」の実践の上に立ち、本交流会で提起された「人を生かす経営」の課題を次の3点にまとめ、この3点の総合的実践の必要性を確認しました。

第1に、社員とともに自社の存在意義を問い直し、明確な経営指針を持ち、指針にそって実践し、新たな仕事づくりに挑戦していくこと。

第2に、労使が共に育ちあい、信頼関係を確立し、社員一人ひとりが誇りと喜びを持って、自主的・主体的に働くことで自らを成長させ、社会的使命感を持って働くことを通じて、地域貢献できる社風を確立すること。

第3に、若者が将来に希望が持てる雇用の場を提供し、行政・教育機関と連携し、企業間ネットワークを強化し、持続可能な社会づくりの輪を広げていくこと。

今こそ、この厳しい経営環境に経営者が社員とともに立ち向かい、正規雇用を維持し、新たな仕事づくりをしていくため、「人を生かす経営」を同友会活動の全ての柱に据えて学び実践していくとともに、本交流会のアピールを全中小企業経営者、地域づくりや人育てにかかわるすべての機関に発信し、共に「人を生かす」時代をつくっていくことを呼びかけます。

2008年11月21日

中小企業家同友会全国協議会 人を生かす経営全国交流会 in 滋賀

地球環境宣言

地域を担う中小企業家からのメッセージ

環境の世紀である二十一世紀の初頭、私たちは「担おう環境の世紀・小さな企業の大きな役割」をテーマに、「2001 中小企業地球環境問題交流会」を滋賀県で開催しました。古来より満々と水をたたえ、多くの命を育ててきた琵琶湖を懐に抱くこの地は、一九八四年に第一回世界湖沼会議が開かれた地でもあり、今年再び、第九回世界湖沼会議がこの地で開かれ、地球環境問題の解決をめざし、世界の国々からさまざまな人々が集いました。

この世界湖沼会議に呼応して開催した「2001 中小企業地球環境問題交流会」では、「中小企業こそ地域における環境保全型社会の積極的な担い手である」との使命感を持ち、環境負荷の少ない企業活動や、環境保全型地域づくりに向けた行政や市民とのネットワークによる市場づくり・地域づくりの経験を交流しました。

大量生産・大量消費・大量廃棄型産業構造の負の遺産として、地球環境の破壊をこれ以上放置すれば、人類の存続、ひいては緑豊かな地球の存続そのものを脅かす、重大な問題となっています。しかし、地球を救い、持続可能な環境保全型社会へ転換していけるのも、私たち人間です。

世界の人々が、それぞれの地域から、市民、企業家、行政、研究者など総力をあげてあらゆる英知を結集し、ネットワークを組み、行動を起こしていくこと。そして、そうした環境保全型地域社会が有機的につながり、網の目のように世界中に広がったとき、地球の未来は決して暗いものではないことを、この交流会の論議を通じて確信するにいたりました。そのためにも、わたしたち中小企業家が自ら企業活動における環境への負荷をできるだけ減らし、地域社会に貢献できる企業づくりに邁進するとともに、全国四十四都道府県にあるすべての中小企業家同友会に、環境保全型地域づくりへの取り組みを恒常的に位置付けた研究会等を立ち上げるなど、一層の取り組みを強めていくことを確認しました。

わたしたち中小企業家同友会は、「真の人間尊重の経営」を通じて「人類永遠の存続と繁栄を保障」する社会づくりをめざしています。デフレ経済下で長引く不況、さらに戦争への不安が世界経済の沈滞に拍車をかけていますが、「地域と共に歩む中小企業こそ二十一世紀の地域経済再生を担う主役である」との気概を持ち、持続可能な社会への転換で地域経済の再生を図っていくネットワークの要となり、環境保全型地域づくりへ全力を尽くすことを、ここに宣言します。

2001年11月15日

2001年中小企業地球環境問題交流会 in 滋賀

戦後五〇年 平和・環境宣言

私たちは、「守ろう！平和と地球環境創ろう！二十一世紀型中小企業」をスローガンに掲げ、七月六日、七日の二日間、第二十七回定時総会を、自然と歴史が息づく湖国、滋賀の地で開催しました。いま、日本経済は構造転換の渦中にあり、大企業の生産拠点の海外転移に伴う「産業空洞化」、世界レベルで進む「価格破壊」現象と「規制緩和」の進行が中小企業の経営環境をかつてない厳しいものにしていきます。さらに、阪神大震災、急激な円高も景気の立ち直りを遅らす重大要因として加わりました。

こうした中であって、私たちは、同友会に固く結集し、優れた経営体験に学び、必要な情報の収集につとめ、労使が力を合わせていかなる環境変化にも耐えうる企業づくりに努めてきました。この二日間の議論を通して、私たちが二年前の第二十五回定時総会で提起した「二十一世紀型中小企業づくり」、すなわち第一に、自社の社会的使命を自覚し、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準で応えられる企業、第二に、社員の創意や自主性が十分に発揮され、労使が共に育ちあい、活力に満ちた豊かな人間集団を築く企業こそが、未来に向けて発展を続けうる企業であることを改めて確認することができました。

今年、戦後五十年に当たります。五十年前、私たちの諸先輩は敗戦の廃墟の中からたくましく立ち上がり、「日本経済の真の担い手は中小企業である」との自覚と使命感を堅持して、今日の日本経済を築き上げてきました。同時に、「中小企業は平和な社会でのみ繁栄を続けることができる」との理念に立脚し、戦後の中小企業運動を推進し、同友会運動を創造してきました。この理念の基本に置かれたのが日本国憲法であり、平和を基調として、経済建設に専心できたことが、今日の日本の繁栄に結びついたことはいままでもありません。

しかし、今日に至っても核兵器の保有・生産・実験は続けられ、世界中で戦火の絶えた日はありません。第二次世界大戦下、唯一の被爆国となり、国際的にも誇りうる平和憲法を持つ日本こそ、核兵器の廃絶と世界平和の実現のため、積極的な役割を果たすべきです。また、日本はアジア諸国との関係においても、歴史的事実を正確にとらえ、その責任を明確にして新しい平和と互惠、共存の友好関係を築くための誠実な努力が求められています。

人類は約二世紀にわたり、開発と工業化を推し進めてきた結果、広範囲にわたる地球環境の破壊をもたらし、人類と地球の将来をどう守るかという深刻な課題に直面することになりました。この課題に取り組むことは、今や現代に生きるすべての人々、すべての企業に課せられた重大な責務であります。本総会では、琵琶湖の水質保全と企業活動のあり方が論議されました。私たちは、本総会を契機に、環境保全型社会の実現に向けて、一步一步確実に歩む決意を新たにします。

私たちは、「二十一世紀型中小企業づくり」のベースに、平和社会建設の使命と地球環境保全の理念をすえることを確認いたします。それは、この二つの課題が現在から未来にかけて人間社会の健全な発展に必要な不可欠の条件であるからです。

当面する情勢は、いささかの予断も許さない厳しいものではあります。私たちは、「二十一世紀型中小企業づくり」への挑戦こそ人類史的使命を果たすことに、ゆるぎない確信を持ち、企業経営と同友会運動を一体のものとして力強く前進することを決意し、宣言とします。

一九九五年七月七日

中小企業家同友会全国協議会 第二十七回定時総会 in 滋賀

女性部設立趣意書

2015年9月の国連サミットで、成果文書《我々の世界を変革する：2030 アジェンダ》が採択され、国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するための SDGs 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」が掲げられました。世代を超えてすべての人が、良く生きられる『誰ひとりとり残さない』世界の実現に向けた 17 項目の目標の 5 つ目には、「すべての女性のエンパワーメント(権限移譲/能力開発)の推進を図る」とあります。これは、政治や経済などにおける女性のリーダーシップの機会を確保するということでもあります。

しかしながら、我が国(日本)の女性活躍の現状を表すジェンダーギャップ指数は、153 か国中 121 番目、先進国の中では最低ランクです。また、帝国データバンクが実施した「近畿『女性社長』分析調査」(2021,p.4)では、女性社長比率を府県別にみると、近畿地方で最も低かったのは滋賀県(6.4%)で、全国で見ても 4 番目に低い水準です。

中小企業家同友会においても、女性の会員比率は高い都道府県においては 20%を超えているところもありますが、全国平均では 12%、全国各地同友会の役員においては女性の役員が一人もない府県もあります。滋賀同友会においても、女性会員比が 8%程度と全国下位となっています。

今後、労働力人口が減少する中、女性経営者を含む働く女性の可能性に気づき、活躍できる場所を増やし、自社の成長や組織の発展に取り込んでいくことは、経営者として企業を永続的に発展させるためにも取り組んでいくべきことと考えます。

また、21 世紀の成熟社会にふさわしい活力ある社会を創っていくためには、大きな時代の流れの変化を敏感にとらえ、的確に対応していく必要があります。特に女性の能力が開花し、活躍が進むことで、多様な視点や価値観、創意工夫がもたらされ、社会を変える力となっていきます。

今こそ女性部活動を通じた企業づくりや仕事づくり、組織的運営を通じたリーダー育成に力を入れ、支部・地区や委員会と連携して学びを深め、女性部ならではの視点を生かした問題提起や実践を広げる活動を進めていく時です。私たちは、女性経営者や経営幹部、さらには次世代の女性たちや多様な人材が活躍できる礎を築くことを目指し、ここに滋賀県中小企業家同友会において、女性部の設立を宣言いたします。

2022 年 3 月 7 日 第 12 回理事会

滋賀県中小企業家同友会
女性部設立準備会
代表 松崎悦子

支部運営に関する諸規定

第1条 支部の位置づけ

この規定は滋賀県中小企業家同友会 規約（以下規約とする）第13条に基づいて支部を運営するための基準を定めたものです。

支部は同友会運動の基礎組織であり、支部会員が学べる場として例会を開催し、学びあいの中で経営者としての自己変革、企業変革をすすめる場を提供します。

地域、行政区単位の設立を原則とし、地域の特性をいかした組織づくりや活動を保障し、地域に同友会理念を広げます。支部の設立は理事会承認のもと設置されます。

第2条 規定の効力

この規定に定めていない事項は規約に準拠するものとし、県定時総会または理事会の決定に従って、その地域の実状に適応するかたちで具体化し、運営するものとします。

第3条 支部には次の機関を置きます。

(1) 支部総会

支部の最高決議機関で、定時総会は年1回開催し、支部長が招集します。臨時総会は、支部運営委員会が必要と認めるとき及び理事会が必要と判断したときに開催します。総会は構成員の2分の1以上（委任状含む）の出席により成立し、議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決めます。

(2) 支部運営委員会

支部総会に次ぐ決議機関で、原則として1ヶ月に1回開催し、支部長が招集します。

第4条 支部には次の役員を置き、必要に応じてその他役員を配置します。

- ・ 支部長
- ・ 副支部長（若干名）
- ・ 運営委員（若干名）
- ・ 支部の実状に応じて、会計・会計監査等の役員を置くことができます。
- ・ 支部役員の任期は1年とし、再任は妨げません。

第5条 財政

支部運営費は、会費の中から理事会で承認を得た支部運営費で原則運営します。但し必要とみとめられた場合は参加者などから費用を徴収し運営します。予算及び決算は支部総会の承認を得るものとします。

会計内規

※運営費の取り扱いは支部役員会で十分議論の上、支部の活動、支部や地域の発展強化につながる行事に支出します。

※運営費は、お茶・お茶菓子代以外に飲食に関する支出を禁じます。

但し、報告者・講師・事務局関係費の場合は除きます。

※運営費の執行は予算内で実績主義とします。

第6条 付則 (1)この規定は2011年4月1日より発効します。

(2)この規定の改廃は理事会若しくは総務会が行います。

支部・委員会企画稟議評価基準

目的) 2011年度より開始された、新会計運営方法により今後各支部から、支部や委員会例会企画などに対する県財政よりの拠出が求められる。その認定基準を下記のように定める

稟議書) 稟議書の書式は添付のものとする。

スケジュール) 稟議は各月の総務会にて審議され、可決の場合は翌月の理事会にて最終的に判断される。また否決の場合、否認された内容について、支部で見直し再度上程する事は排除されない。総務会、理事会の採決を経ないまま、費用の発生する内容で手配してもそれについて理事会は関知しない。つまり事後承諾は出来ない。

認定基準) この制度の目的は、同友会活動の活性化、会員増強に資すると判断される、支部や委員会の行事に関して、本部会計を拠出するための判断基準を明確にする。

- 支部会員、ゲストを含めて最低100名から該当地域企業の10%以上を集めることを目標とする企画であること。(報告者、動員体制、開催場所、準備態勢など) 特に、動員体制については運営委員や関連の会員の合意、通常より幅の広いPR活動(マスメディアへのリリースや、地域内へのポスターの掲示、参加の働きかけ体制など)が求められる。

(参考・各支部の対応する地域の総企業数の10%・2015年現在)

大津 292社 高島B 69社 湖南 315社 東近江 259社 北近江 290社

- また、前項の内容で複数支部が共同で開催することも可とする。
- 各委員会の企画としては、100名以上を集めることを目標とする企画であること。
- 企画内容が、同友会理念に沿っている事は言うまでも無い。また、その企画が単に話を聞くだけではなく、「学んで実践」と言う同友会の学びの原則に従って、会員増強や、新しい研究グループの発足につながるものであることが望ましい。
- 他団体との共同開催は排除しないが、あくまで同友会が主催者であること。また共催の場合は、費用負担はそれにふさわしい範囲のものとする。
- 年度期間内に拠出できる総額は、支部に対しては支部会員数×1,000円の範囲内、委員会に対しては10万円の範囲内を原則とする。ただし、周年行事や新支部設立などの特別な企画に関しては、総務会、理事会の採決によって執行額および拠出基準を別途に適用することとする。

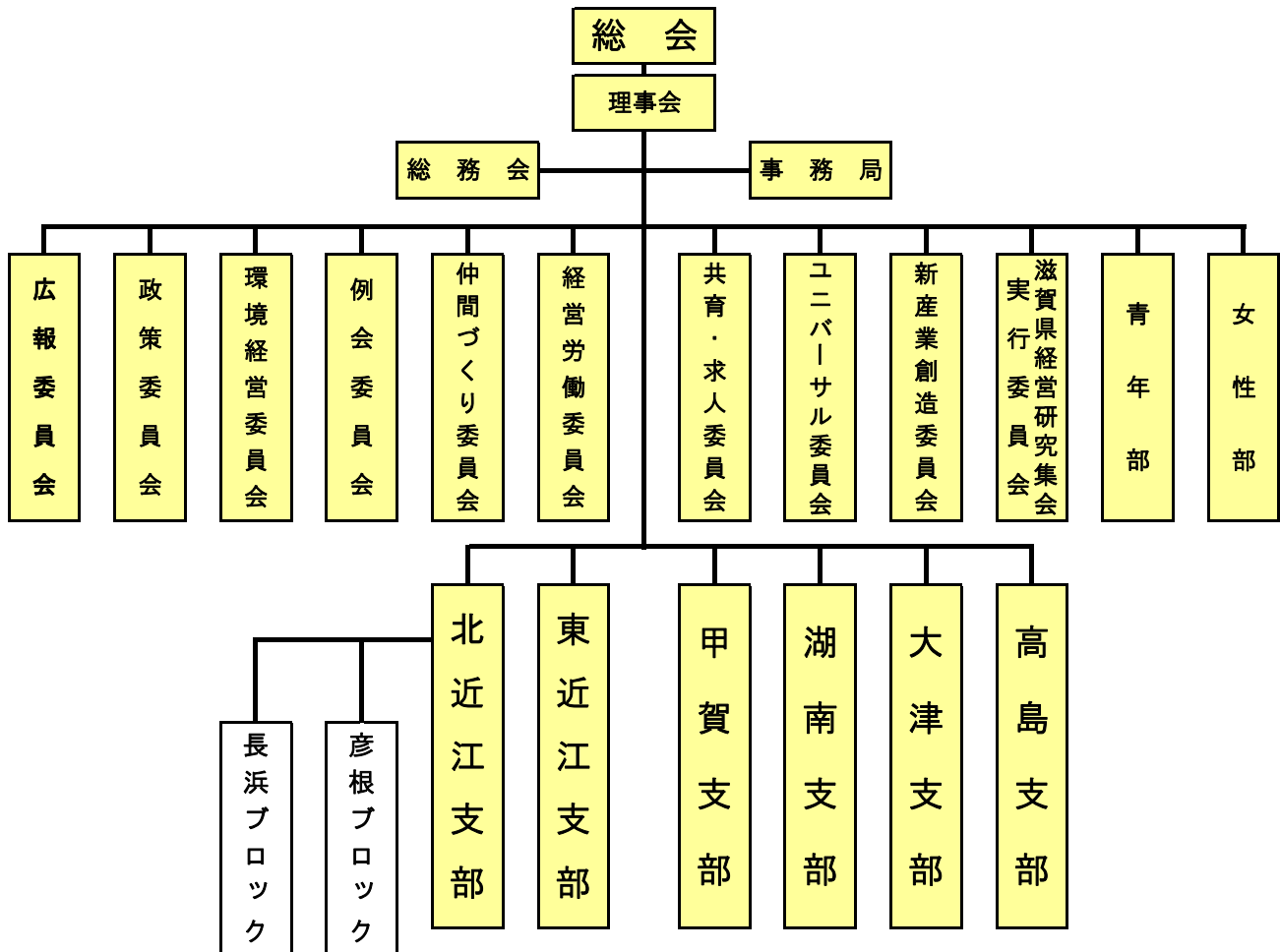
2011.06.01 第2回理事会にて承認

2015.02.05 第11回理事会にて承認

中小企業家同友会の理念

○「3つの目的」

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。





滋賀県中小企業家同友会

一般社団法人 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0059 滋賀県草津市野路 8 丁目 13-1 KE クサツビル 1F

TEL:077-561-5333 FAX:077-561-5334

E-Mail: jimu@shiga.doyu.jp

HP: <https://shiga.doyu.jp/>



滋賀県中小企業家同友会
ホームページ



滋賀同友会 Youtube
YouTubeチャンネル

中小企業家同友会全国協議会（中同協）

HP: <https://www.doyu.jp>



中小企業家同友会全国協議会
ホームページ